



# 令和7年度 働くパパママ育業応援奨励金 募集要項 (パパ従業員の育業対象)

## 本募集要項に掲載のコース



働くパパコース NEXT



合計 15 日以上育業したパパがいる企業向け  
※従業員数 300 人以下の中小企業等



もっとパパコース



合計 30 日以上育業したパパが 2 人以上いる  
企業向け ※従業員数不問の企業等

## ○事業実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

## ○申請期間

子が 2 歳になるまでの間に要件を満たす期間育業をし、育業から原職に復帰後 3 か月が経過する日の翌日から 2 か月以内

## ○申請書類ダウンロード先

[https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/papamama/papamama\\_shoreikin.html](https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/papamama/papamama_shoreikin.html)

財団 パパママ

検索



## ○申請方法

郵送 (記録の残る簡易書留等) にて申請受付期限日必着

※期限日が土日祝日、年末年始 (12/29～1/3) の場合は

期限日より前の最短の営業日必着 (P47掲載の「申請受付期限日一覧」を必ずご確認ください。)

## ○問い合わせ先 (郵送先)

担当



(公財) 東京しごと財團 企業支援部  
雇用環境整備課 育児支援担当係

住所

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-8-5  
住友不動産飯田橋駅前ビル 11 階

T E L

03-5211-2399 (月～金 9:00～17:00)



## はじめに



### 働くパパママ育業応援奨励金

令和7年度働くパパママ育業応援奨励金には、

- ◆パパ従業員が育業をし、職場環境を整備した場合に対象となる  
「働くパパコース NEXT」、「もっとパパコース」
- ◆ママ従業員が育業をし、職場環境を整備した場合に対象となる  
「働くママコース NEXT」、「パパと協力！ママコース」の4つのコースがあります。

この募集要項では、パパの育業を対象とした「働くパパコース NEXT」、「もっとパパコース」について、取り扱っています。ママの育業を対象とした奨励金「働くママコース NEXT」、「パパと協力！ママコース」については、令和7年度働くパパママ育業応援奨励金募集要項（ママ従業員の育業対象）をご確認ください。

### 東京都の取組（紹介）

#### ○制度融資のご案内

本事業に取組んでいる中小企業は、東京都中小企業制度融資「女性活躍推進融資（TOKYO ウィメン・ビズ・サポート）」の対象となります。詳細は東京都産業労働局金融部のHPをご参照ください。

#### ○育業



育業 いくぎょう 業

育業とは、東京都が提唱する育児休業の愛称です。

育児休業制度を「休む」というイメージから刷新し、「育児は大切な仕事」という考え方を推進する目的で生まれました。

#### ○女性活躍の輪 Women in Action



女性活躍の輪  
Women in Action

人口減少社会の中で、豊かで多様性ある社会をつくるには、人口の半分を占める女性の力を最大限引き出していくことが不可欠です。東京のみならず日本全体に女性活躍の輪を広げていくため、これまで東京都が推進してきた様々な取組を「女性活躍の輪 Women in Action」（WA）として位置づけ、気運醸成を進めていきます。

#### ○こどもスマイルムーブメント



こどもスマイルムーブメントとは、幅広い主体の連携により、「チルドレンファースト」の社会を創出する東京都の取組です。企業、NPO、大学・学校等の主体が「子供の目線を大切にした取組」を推進し、子供を大切にする社会気運の広がりを目指します。



## 目次



1. 働くパパママ育業応援奨励金での考え方 · · · P2
2. 働くパパママコース NEXT・もっとパパコース 共通 · · · P4
3. 働くパパコース NEXT (中小企業等対象) · · · P8
4. もっとパパコース (企業規模不問) · · · P27
5. 参考資料

別紙1 納税証明書について · · · P44

別紙2 三親等内の親族 · · · P46

別紙3 就労日・非就労日 · · · P47

別紙4 申請受付期限日一覧 · · · P48

別紙5 加算となる取組規定例 · · · P51



# 1. 働くパパママ育業応援奨励金での考え方



## ○育業

育児休業を取得しやすい社会の雰囲気づくりのため、東京都が決定した独自の愛称で、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1号」に規定する育児休業を取得することをいいます。また、単に育児休業を取得することだけでなく社会全体で子育てをしていくという思いが込められています。これに伴い、働くパパママ育休取得応援奨励金は、令和5年度より「働くパパママ育業応援奨励金」に事業名を変更しました。

## ○育児休業

従業員が子を養育するために取得する休業のこと、本奨励金では、産後休業から連続して休業している場合、産後休業期間も含めます。休業中は従業員の労務提供義務が消滅しますので、事業主の賃金支払い義務は消滅しています。対象となる子は、従業員と法律上の親子関係がある「子」であれば、実子養子を問いません。ただし、男性が事実婚の妻の子に対して育児休業をする場合には、育児休業の申出時点において認知を行っていることが必要になります。また、養育とは「子」と同居し監護している状態をいい、監護とは身の回りの世話をし、社会通念上必要とされる監督・保護を行っていることをいいます。

以上のことから、次のような場合は本奨励金において育児休業とは認められません。

- ◆会社の定める休日のみを育業としている。
- ◆賃金の支払いがある。（ただし、産後休業期間の支払いについては問わない。）
- ◆男性従業員が育児休業申出時点において認知をしていない子に係る育業をしている。
- ◆子と同居していることが明らかでない。
- ◆単身赴任等の事情により別居状態となつた場合に、1年程度以上の期間同居しない状態が続くとき。

※他にも、各々の状況に照らし審査した結果、育児休業とみなされないことがあります。

## ○産前休業

産前休業を取得することなく産後休業に入った場合でも、子の出生日を含む出生前6週間に産前休業を取得したものとみなします。本奨励金では対象従業員の産前休業前の勤務状況を確認しますが、この考え方について、産前休業を取得していない場合も産前休業を取得したとみなした場合における産前休業開始前の状況について確認します。

## ○育業中の就労

育業中に労使合意に基づき行った就労を「一時就労」といいます。一時就労の日数は育業日数から除外します。また、副業を行っている場合は、副業先と申請企業の就労日数を合算した日数を一時就労日数とします。

## ○雇用保険への加入

1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがあることを前提としています。ただし、育児のための一時的な就労状況の変更はこの限りではありません。就労状況が大きく変更した場合は、賃金台帳の雇用保険料控除欄や直近の事業所別被保険者台帳を確認し、雇用保険に継続加入していることを確認します。また、本奨励金に申請するにあたり遡及して雇用保険に加入している場合は、申請要件を満たさないものとします。

## ○転籍

対象従業員が申請企業外からの転籍者であって、申請企業における雇用保険加入期間が要件に満たない場合は、**雇用保険被保険者資格取得等確認通知書**により転籍前の企業から雇用保険加入期間が引き継がれている（ハローワークで同一事業主の手続きを行っている）ことが確認できる場合にかぎり本奨励金の対象とします。転籍前の企業で雇用保険加入資格を喪失し、新たに申請企業で雇用保険に入りなおしている場合に、両者の期間を合算して要件を満たすことはできません。

## ○都内事業所に勤務

**都内の事業所で現に就労していることをいいます。**「事業所」とは、本社、支社、支店、店舗等単一の経営主体のもと、設備と従業員を有し事業活動を行っている場所のすべてを指し、都内事業所で「現に就労」とは次のような働き方を原則とします。

- 都内事業所に通勤し、その場で実際に働いていること。
  - 都内事業所の指揮命令によるフルテレワーク勤務も含むが、対象従業員が都内事業所の通勤圏外に居住している場合は、通勤圏内に都外事業所がないこと。
  - 登記事業目的に労働者派遣事業と明記されており、申請企業以外の顧客先で就労している場合も含むが、対象従業員が都内事業所の通勤圏外に居住している場合は、通勤圏内に都外事業所がないこと。
  - 在籍出向のため出向先で就労している場合も含むが、出向に関する書類が提出できること。
- （働くパパコース NEXT：P24-17、もっとパパコース：P42-17 参照）

※上記記載のないものについては、従事する職種や職務内容を鑑み、都内事業所に勤務しているかどうか審査の過程で判断していくことになります。

## ○電子署名の取り扱い

申請書類に署名が必要な場合において、電子署名は無効とします。事情により自署ができない場合は、登記印を押印し、印鑑証明（写しでも可）と合わせて提出してください。

※その他募集要項記載の要件を確認すること

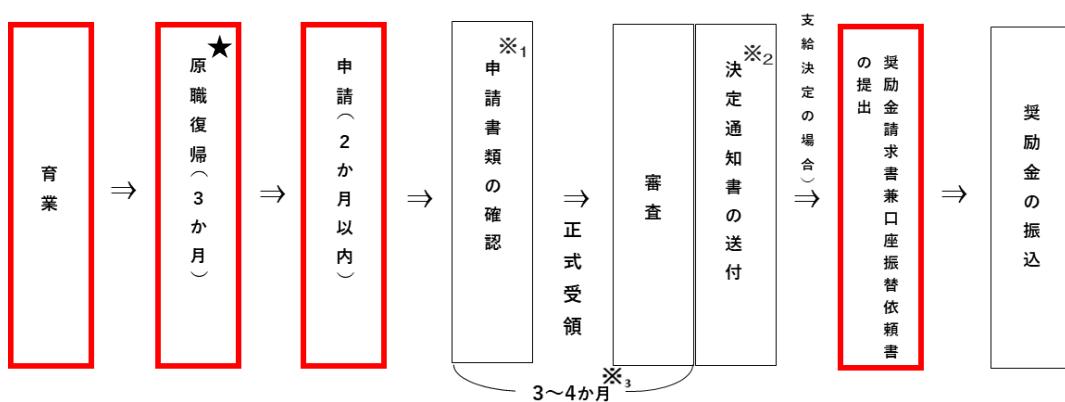


## 2. 働くパパコース NEXT・もっとパパコース 共通



### 1. 奨励事業の流れ

本奨励金の振込までの流れは次のとおりです。赤枠で囲んだ部分が申請企業の実施する箇所です。



※<sub>1</sub> 申請書類について、不足がないか、内容に不明点はないか等の確認を行います。

※<sub>2</sub> 審査により、支給または不支給決定通知書を送付します。

※<sub>3</sub> 申請書類の状況によって、審査期間はこの限りではない場合があります。

★もっとパパコースでは最も復帰が遅い対象従業員の復帰日を基準にします。

### 2. 申請方法

本奨励金は、郵送申請または電子申請（一部郵送）いずれかの方法で申請することができます。**来所しての持参提出は受け付けられませんのでご注意ください。**

※この募集要項は「郵送申請版」となっております。電子申請をご利用の場合は「電子申請版」の募集要項をご確認ください。

#### (1) 申請に必要な書類の準備

##### ◆様式

(公財)東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備事業ホームページから様式をダウンロードしてください。

[https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/papamama/papamama\\_shoreikin.html](https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/papamama/papamama_shoreikin.html)

##### ◆その他必要な書類

募集要項に記載の「提出書類」（働くパパコース NEXT：P21～26、もっとパパコース：P39～43）を参考に、各書類をご用意ください。

#### (2) 申請書類（様式）の作成

申請様式はエクセルファイルに入力し作成することができます。手書きで作成する場合は、PDF形式の様式をダウンロードし作成してください。

- ① 申請日には**申請書類の発送日**を入れてください。
- ② 提出書類に記載する企業等の名称や個人名については、登記簿謄本や住民票のとおり記載してください。
- ③ 支給申請書（様式第1号）の「2 企業等の概要」の「連絡担当者・連絡先」は、申請する企業等に在籍する実務担当者を記載してください。**代理提出であっても、必ず申請企業等の担当者を記載してください。**
- ④ **作成にあたっては記入例を参考にしてください。**
- ⑤ **必ず申請書類の控えを保管してください。**

### (3) 申請書類の提出（郵送のみ）

申請は1コースにつき1回のみ可能です。申請に必要な書類をすべて揃えたうえでご提出ください。様式が定められているものは、申請するコース所定の様式で申請してください。異なる様式を使用した場合は受付できません。

- ① 申請書類の作成及び提出等、申請にかかる経費は申請者の負担となります。
- ② 申請者は、**不要な個人情報が含まれている書類は提出しないよう、ご注意ください。**やむを得ず提出書類に**不要な個人情報が含まれる場合、必要に応じてその部分を黒塗りする**等の対応をお願いします。
- ③ 代理提出の場合は委任状（参考様式）を必ず提出してください。  
※代理提出とは申請企業等の在籍者以外が提出する場合のことを指します。
- ④ 代理申請で複数の申請を行う場合でも、必ず1つの申請に対し1つの封筒を使用して送付してください。
- ⑤ **追跡可能な記録が残る簡易書留等の方法により送付してください。**
- ⑥ 申請コースがわかるように「働くパパママ育業応援奨励金○○コース（申請コース名記載）申請書在中」と記載願います。
- ⑦ 控えの返送はできません。返送用の封筒等は同封しないでください。
  - ・申請書類と添付書類がすべて揃い、内容に不備が無いことを確認した時点で、正式受領となります。
  - ・書類の不足や不備がある場合、正式受領できませんのでご注意ください。

#### 郵送先

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

（公財）東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 育児支援担当係

- ・申請受付期限日**必着**です。期限日が土日祝日、年末年始の場合は、**期限日より前の最短の営業日を申請受付期限日**とします。
- ・財団への到着が申請受付期限日を超過した場合は**奨励対象となりません**。

※P47「申請受付期限日一覧」で必ず受付期限日を確認して下さい。

## 3. 審査

申請書類が財団に到着すると、書類の不足や不備の有無を確認します。不足や不備があった場合、支給申請書（様式第1号）に記載の連絡担当者（委任者がいる場合は委任者）へ財団から連絡が入りますので、申請受付期限内に書類が整うよう、速やかな対応をお願いします。書類に不足や不備がなければ正式受領となり、審査に入ります。また、審査の際に下記①～⑥を行う場合があります。

- ① 申請書類の内容に不明な点がある場合、必要に応じて財団へお越しいただくことがあります。
- ② 必要に応じて、**立ち入りによる調査**を実施します。
- ③ 必要に応じて、育業した**対象従業員**に対し**状況確認**します。
- ④ 代理提出された場合でも、必要に応じて申請企業に直接連絡、確認等を行います。
- ⑤ **審査の必要に応じて、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合があります。**
- ⑥ 過去に「働くパパママ育業応援奨励金」各コース、「介護休業取得応援奨励金」に申請したことのある場合、その際に提出された書類を確認することができます。

## 4. 支給・不支給の決定

審査により、支給または不支給が決定されます。

- ① 支給決定にあたって、必要に応じて条件を付される場合があります。
- ② **審査の経過・結果に関するお問い合わせには、一切応じられません。**
- ③ 書面（決定通知書）にて審査結果（支給の可否および支給額）を通知します。  
※ 委任状の提出があった場合でも、決定の通知は申請企業宛に送付します。
- ④ **決定通知書の送付先は、登記上の本店または本社機能をもつ事業所となります。**
- ⑤ **いかなる理由があっても決定通知書は再発行できません**ので、紛失しないようご注意ください。

## 5. 奨励金の支払いについて

支給決定通知書を受領後、奨励金請求書兼口座振替依頼書（様式第6号）に必要事項を記入し、印鑑登録をした実印を押印の上、発行日から3か月以内の印鑑証明書と一緒に郵送してください。 奨励金の支払いは、奨励金請求書兼口座振替依頼書を受領してから約1か月程度かかります。

## 6. 支給決定の取り消し、奨励金の返還

以下のいずれかに該当した場合は、支給決定を取り消すことがあります。

- ① 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき、または受けようとしたとき
- ② 奨励金の支給決定の内容またはこれに付した条件、その他法令等に違反したとき
- ③ 働くパパママ育業応援奨励金支給要綱働くパパコースNEXTまたは働くパパママ育業応援奨励金支給要綱もっとパパコース（以下下線ともに要綱という。）第4条第1項第10号に定める暴力団員等の該当者または関係者であることが判明したとき
- ④ 法令又は要綱および理事長の指示に違反したとき

奨励金支給決定を取り消した場合において、既に奨励対象事業者に奨励金が支給されているときは、期限を定めて奨励金を返還していただきます。また、刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

## 7. 変更手続き

申請書類提出後に下記の企業情報が変更になった場合は、変更手続きに必要な書類を速やかに提出してください。

### ◆変更手続きが必要な企業情報

ア) 名称 イ) 所在地 ウ) 申請書に記載の代表者

### ◆提出書類

変更届出書（様式第4号）、法人登記簿謄本

## 8. 撤回

支給要件は満たすものの、書類不備等により申請書類を正式受領できなかった場合、支給申請の撤回手続きを行ってください。撤回手続きにより、再度支給申請することが可能です。

支給申請を撤回する場合、速やかに支給申請撤回届出書（様式第5号）を提出してください。支給決定日以後に支給申請を撤回する場合は、支給決定通知受領後14日以内に提出してください。

ただし、不支給決定となった場合は奨励対象外となり、撤回することはできません。

## 9. みなし辞退

追加書類が提出期限を過ぎた場合、申請内容の確認や問合せに対してご回答いただけない場合等は、申請を辞退されたものとみなします。

## 10. 奨励対象事業者（申請企業等）の情報取り扱いについて

### （1）個人情報の保護について

提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」「公益財団法人東京しごと財団個人情報保護基本方針」およびその他の関係法令に基づいて管理します。

### （2）利用目的、第三者への提供

審査を適切に行うため、申請書類一式について東京都および専門家へ提供する場合があります。

### （3）その他

本事業は、この募集要項のほか、要綱の定めるところに従って実施されます。

## 11. 注意事項

### （1）提出された書類の返却

一度提出された書類は返却することができませんので、提出書類の控えを保管してください。

### （2）奨励事業完了後について

奨励事業に係る全ての関係書類および帳簿類は奨励事業の完了した会計年度終了後、5年間保存しなくてはなりません。



### 3. 働くパパコース NEXT（中小企業等対象）



## 1. 奨励事業の概要

（公財）東京しごと財団（以下「財団」という。）は、従業員が希望する期間の育業をし、職場復帰とともに、育業しやすい職場環境を整備した都内中小企業等に奨励金を支給することで、男性の育児参加を促進し、育業しやすい職場環境の改善を図ります。

### （1）奨励金の対象となる取組

男性従業員が、養育する子の2歳の誕生日前日までに合計15日以上の育業をし、育業に引き続き原職復帰して3か月が経過するとともに、職場環境を整備した場合に奨励金を支給します。

◇奨励金の対象となる取組について、詳細はP18を参照してください。

### （2）対象従業員

本奨励金では奨励金の支給申請に係るP15～P17に記載の要件をすべて満たす従業員のことを「対象従業員」といいます。

### （3）奨励金支給額

奨励金の支給額は、以下のとおりです。

育業日数 30日未満	15日以上 30日未満	30日以上 45日未満	45日以上 60日未満	60日以上 75日未満	75日以上 90日未満	90日以上 105日未満
奨励金額	25万円	55万円	82.5万円	110万円	137.5万円	165万円

育業日数 120日未満	105日以上 120日未満	120日以上 135日未満	135日以上 150日未満	150日以上 165日未満	165日以上 180日未満	180日以上
奨励金額	192.5万円	220万円	247.5万円	275万円	302.5万円	330万円

※加算となる取組を行った場合、上記奨励金に最大90万円を加算します。

### （4）奨励金の加算となる取組

育業を支える同僚を支援する取組等を行った場合、加算となる取組①・②は各20万円を、加算となる取組③・④は各30万円を奨励金額に加算します。ただし、加算③と加算④の両方に取組んだ場合は2つの取組で50万円を奨励金額に加算します。

加算① 管理職の育業と社内周知

加算② 育業メンター制度の整備とパパ向け育業マニュアルの作成

加算③ 同僚への応援評価制度・表彰制度の整備と育業応援プランシートの作成

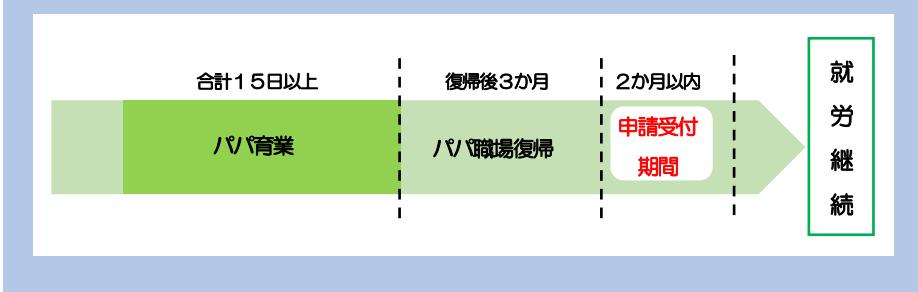
加算④ 同僚への応援手当支給と育業応援プランシートの作成

◇奨励金の加算となる取組について、詳細はP19～P20を参照してください。

## 2. 申請受付期間

申請受付期間は、子が2歳になるまでの間に合計15日以上の育業をし、育業から原職復帰後3か月が経過する日の翌日から2か月以内です。ただし、期限日が土日祝日、年末年始の場合は期限日より前の最短の営業日が申請受付期限日となります。申請受付期限日を超過した場合、いかなる理由があっても受付できません。具体的な期限日については、P48掲載の「申請受付期限日一覧」をご確認ください。

【図】奨励金申請スケジュール



### 3. 併給

#### (1) 他コースとの併給

令和7年度働くパパママ育業応援奨励金には「働くママコース NEXT」、「パパと協力！ママコース」、「働くパパコース NEXT」、「もっとパパコース」の4つのコースがあります。奨励金の名称は事業年度により異なりますが、どの年度も同一コースは同一目的のものになります。このページでは、各年度のコース名を統一して、表中(統一名称)の通り使用します。

**本奨励金において目的や取組が同じ奨励金の併給は認められませんのでご注意ください。**

#### 【奨励金コース名称】

	H30年度～R4年度 働くパパママ育休取得応援奨励金	R5年度 働くパパママ育業応援奨励金	R6年度～R7年度 働くパパママ育業応援奨励金	統一名称
コース名称	働くパパコース	働くパパコース	働くパパコースNEXT	パパコース
	働くママコース	働くママコース	働くママコースNEXT	ママコース
	パパと協力！ママコース	パパと協力！ママコース	パパと協力！ママコース	協力コース
	—	もっとパパコース	もっとパパコース	もっとパパコース

#### 【他コースとの併給】

併給しようとする コース	令和7年度				過年度（H30年度～R6年度）			
	パパコース	もっとパパコース	ママコース	協力コース	パパコース	もっとパパコース	ママコース	協力コース
パパコース	×	×	○	○	×	△	○	○

×…併給不可 ○…併給可 △…条件あり（下記令和7年度経過措置参照）

◆平成30年度～令和7年度パパコースの奨励金を受給した企業等は、再び申請することができません。

◆令和7年度パパコースと令和7年度もっとパパコースを併給することはできません。（既に複数人育業できる体制が整っていると判断するため）

#### ◆令和7年度経過措置

令和5年度～令和6年度実施のもっとパパコースを受給した企業のうち、常時雇用する従業員が300人以下の企業で令和7年度実施のパパコースに申請する場合は、必ず加算となる取組を行ってください。

◆パパコースの申請は一企業1回までです。そのため、同一コースを複数件申請することはできません。

## (2) 加算となる取組の併給

働くパパコース NEXT と 働くママコース NEXT には加算となる取組があります。名称は事業年度により異なりますが、目的は同じです。

### 【加算となる取組名称】

	R6年度	R7年度	コース別名称
加算項目	応援評価制度の導入と表彰制度の整備	応援評価制度・表彰制度の整備と 育業応援プランシートの作成	ママ加算①、パパ加算③ (目的は共通)
	応援手当の支給	応援手当の支給と 育業応援プランシートの作成	ママ加算②、パパ加算④ (目的は共通)

同一目的の加算となる取組の申請は一企業1回までです。そのため、過去に実施した加算となる取組も含め

- ◆パパ加算③とママ加算①を併給することはできません。
- ◆パパ加算④とママ加算②を併給することはできません。

## (3) その他

次の場合同一企業とみなし、同一コース・加算の併給はできません。

- ◆過去・今年度において同一代表者からの申請  
(別法人格であっても同一企業等からの申請とみなします。)
- ◆吸収合併等で過去に奨励金を受給した企業の事業を引き継いだ企業からの申請  
(奨励金を受給した企業と同一とみなします。)
- ◆過去に受給した企業から分割して設立した企業からの申請  
(受給した企業等と同一とみなします。)

## 4. 奨励対象事業者の要件

男性従業員（パパ従業員）が育業をし、職場復帰するとともに、男性の育児参加を促進し、育業しやすい職場環境の改善を図るための取組を行う中小企業等のうち、特に指定の無い限り申請日時点で（1）～（3）の要件をすべて満たしている事業者が対象となります。

### （1）事業者要件

#### 1. 常時雇用する従業員の数が300人以下であること

常時雇用する従業員とは次の①～③を指し、登録型派遣労働者は除きます。

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
- ② 有期雇用の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる（＊）労働者
- ③ 日々雇用契約更新される従業員でも、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる（＊）労働者

\*「見込まれる」とは、労働契約書等により1年を超える期間まで引き続き雇用契約が締結されていることを指します。

#### 2. 都内で事業を営む中小企業等または個人事業主であること

○会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定める会社

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2号に定める特例有限会社

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条若しくは第163条の規定により成立した法人等（①～⑩を含む）

- ① 弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2第1項で定める「弁護士法人」に該当するもの
- ② 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の2の2第1項で定める「監査法人」に該当するもの
- ③ 税理士法（昭和26年法律第237号）第48条の2で定める「税理士法人」に該当するもの
- ④ 行政書士法（昭和26年法律第4号）第13条の3で定める「行政書士法人」に該当するもの
- ⑤ 司法書士法（昭和25年法律第197号）第26条で定める「司法書士法人」に該当するもの
- ⑥ 弁理士法（平成12年法律第49号）第37条第1項で定める「弁理士法人」に該当するもの
- ⑦ 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の6で定める「社会保険労務士法人」に該当するもの
- ⑧ 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第26条で定める「土地家屋調査士法人」に該当するもの
- ⑨ 医療法人、社会福祉法人、学校法人等法人税法（昭和40年法律第34号）別表2の「公益法人等」に該当するもの
- ⑩ 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第3の「協同組合等」に該当するもの

○別表2の「公益法人等」に該当するもののうち、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について公益法人等とみなされる、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項で定める特定非営利活動法人

ただし、特定非営利活動法人のうち、次の（ア）から（ウ）のいずれかを満たすものは除きます。

- （ア）同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの
- （イ）特定団体の構成員又は特定職域者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
- （ウ）後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

○労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に定める労働者協同組合（ただし、法人税法別表2の「公益法人等」に該当するもの及び同法別表3の「協同組合等」に該当するものを除く。）

### 3. 企業等の形態を満たしていること

4. 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成 31 年 3 月 19 日付 30 総行革監第 91 号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと

### 5. 個人事業主の場合は都内税務署へ開業届を提出していること

### 6. 中小企業等の場合は都内に本店登記、または支店の事業所があること

### 7. 都内に本店登記や支店の事業所があるだけでなく、都内の事業所で実質的に営業を行っていること

実質的に営業を行っているとは、都内所在を証するために申請書に添付する登記簿謄本や開業届、事業所一覧に記載された所在地において、単に建物があることだけではなく、客観的にみて事業活動がおこなわれていることを指します。申請書、ホームページ、看板や表札、電話等連絡時の状況、営業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。また、事業活動の実態を確認するため、次の書類を求める場合があります。

- ・閉鎖事項証明書
- ・契約書（業務請負契約書、代理店契約書、工事契約書）など：契約先が申請企業の代表者や関連会社でないもの
- ・請求書、領収書、納品書など：取引相手（申請企業の代表者や関連会社でないこと）から発行されたもの

### 8. 平成 30 年度～令和 5 年度「パパコース」、令和 6 年度～令和 7 年度「パパコース NEXT」および令和 5 年度～令和 7 年度「もっとパパコース」の支給決定を受け、奨励金を受給した中小企業等でないこと

令和 5 年度～令和 6 年度実施の「もっとパパコース」の奨励金を受給した企業のうち、常時雇用する従業員が 300 人以下の企業等は令和 7 年度実施の「パパコース NEXT」に申請することができます。（令和 7 年度経過措置  
ただし、加算となる取組を行った場合に限ります。

### 9. 8 に示す企業等の代表者と、新たに申請しようとする企業等の代表者が同一でないこと

## 10. 吸収合併等で過去に奨励金を受給した企業等の事業を引き継いだ企業等でないこと

## 11. 過去に受給した企業等から分割して設立した企業等でないこと

## 12. 都内勤務の常時雇用する従業員（雇用保険被保険者）を2人以上、かつ6か月以上継続雇用していること

対象従業員については育業開始前の時点で6か月以上雇用保険に加入している必要があります。（P15（2）申請の対象となる従業員の要件-1 参照）

## 13. 直近年度の都税を納付していること

納付義務があるにもかかわらず、法人事業税および法人都民税（個人については個人事業税および個人都民税）を納付していない場合は、申請できません。

直近年度とは、申請日時点で納期限が到来している事業年度のことをいいます。事業年度は企業毎に異なりますので、申請前に社内でご確認ください。詳しくは、P44 別紙1「納税証明書について」をご確認ください。

## 14. 申請日の前日から起算して過去5年間に重大な法令違反等がないこと

違法行為による罰則の適用を受けた場合や労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合などの法令違反等があった企業等は申請できません。また、法令違反等の状況が解消されてから5年が経過している必要があります。

重大な法令違反とは次のことを指します。

- (1) 刑事罰、営業停止処分を受けた場合
- (2) 労働基準監督署により検察官に送致された場合
- (3) 消費者庁の措置命令があった場合
- (4) 上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合

**※同一代表者の申請は、別法人格であっても同一企業からの申請とみなします。従って、同一代表者の別法人格に重大な法令違反があった場合、奨励対象事業者となりませんのでご注意ください。**

## 15. 労働関係法令について、次のアからキを満たしていること

- ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）以上であること
- イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること
- ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、遵守していること
- エ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないこと
- オ 労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していること
  - \*原則として、時間外労働は月45時間以内、年360時間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間（年6か月まで）、時間外労働が年720時間以内（ただし、いずれも特別条項付きの36協定締結が必要）
- カ 前記以外の労働関係法令についても遵守していること
- キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置をとっていること

## 16. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業およびこれに類する事業を行っていないこと

## 17. 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員および同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）および法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと

## 18. 就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っていること

就業規則とは次のとおりです。

- |                |
|----------------|
| ア) 最新の本則       |
| イ) ア) に付随する別規程 |

**※奨励金の申請にあたっては、従業員数10人未満の事業所であっても届出が必要です。**

**※労基署の受領印の有無を確認します。**

## (2) 申請の対象となる従業員の要件

- 雇用保険の被保険者として申請企業において育業開始前に6か月以上継続雇用されており、奨励金の支払い完了までその状況が継続すると見込まれる男性従業員であること

対象となる男性従業員は申請企業において育業開始前に6か月以上の就労実績および雇用保険加入期間があり、奨励金の支払い完了まで、その状況が継続している必要があります。申請企業における雇用保険加入期間が6か月に満たず、対象従業員が申請企業外からの転籍者である場合、ハローワークでの同一事業主の手続きにより雇用保険の加入期間が継続して6か月以上ある場合は対象とします。一方、転籍前の企業で雇用保険加入資格を喪失し、新たに申請企業で雇用保険に加入している場合に、雇用保険加入期間が6か月を満たさないときは、転籍前後の雇用保険加入期間を合算することは認めません。

また、申請するにあたり遡及して雇用保険に加入している場合は、申請要件を満たさないものとします。

- 育業開始1か月前の時点で都内の事業所に勤務し、奨励金の支払い完了までその状況が継続すると見込まれること

都内の事業所に勤務しているとは、都内の事業所で現に就労していることをいいます。「事業所」とは、本社、支社、支店、店舗等単一の経営主体のもと、設備と従業員を有し事業活動を行っている場所のすべてを指し、都内事業所で「現に就労」とは次のような働き方を原則とします。

- 都内事業所に通勤し、その場で実際に働いていること。
- 都内事業所の指揮命令によるフルテレワーク勤務も含むが、対象従業員が都内事業所の通勤圏外に居住している場合は、通勤圏内に都外事業所がないこと。
- 登記事業目的に労働者派遣事業と明記されており、申請企業以外の顧客先で就労している場合も含むが、対象従業員が都内事業所の通勤圏外に居住している場合は、通勤圏内に都外事業所がないこと。
- 在籍出向のため出向先で就労している場合も含むが、出向に関する書類の確認が提出できること。  
(P24-17 参照)

上記記載のないものについては、従事する職種や職務内容を鑑み、都内事業所に勤務しているかどうか審査の過程で判断していくことになります。

- 申請企業等の代表者（共同代表も含む）の三親等内の親族でないこと

三親等内の親族とは

民法（明治29年法律第89号）第725条1号に規定する血族のうち三親等以内の者、同条第2号に規定する配偶者及び同条第3号に規定する姻族のことを指します。  
(P46 別紙2「三親等内の親族」参照)

#### 4. 養育する子の2歳の誕生日前日までの間に合計15日以上育業していること

育業とは育児介護休業法に定める育児休業を取得したことを指し、会社独自の育児目的休暇等の取得は本奨励金の育業とはみなしません。また、次の①～③に該当する場合、育業の一部が育業とみなされず、その日数が全体の日数から除外されます。また、分割して育業している場合、同一の子に係る育業については2歳の誕生日前日までを合算できますが、異なる子の育業を合算することはできません。

- ①一時就労（育業中に就労している）
- ②有給の育業（賃金の支払い）がある
- ③育業中に休暇が発生している

#### 5. 養育する子と育業中に同居していること

取得から3か月以内の住民票の写しで同居していることを確認します。

#### 6. 育業に引き続き原職に復帰していること

原職に復帰とは、以下のア～キのいずれにも該当している状態を指します。

ア 育業前に就いていた部署と同一の部署（当該育業者が所属する組織の最小単位の所属先：〇〇部△△課■■係であれば■■係を指す。）に復帰していること。

ただし、厚生労働省編職業分類の中分類が異なる職務に復帰した場合や、育業中に事業所または所属部署の閉鎖により休業前と中分類が異なる職務が無くなった場合に、休業前と復帰後の職務が相当程度関連性の高いものであり、職務の変更について客観的合理性が認められる場合はこの限りではない。

イ 育業前と同一の事業所に復帰していること。

ただし、育業者本人の選択により、育児との両立のために同一事業所に復帰していない場合であって、自宅と職場の距離、通勤時間、勤務体制、時間外労働の実情に照らし、客観的合理性が認められ、かつ、勤務内容、待遇等が休業前と変わらない場合はこの限りではない。

ウ 復帰後の職制上の地位が、休業前より下回っていないこと。

ただし、組織改正や短時間勤務制度の利用により客観的合理性が認められる場合によって変更がある場合はこの限りではない。

エ 復帰後の労働時間が変更されていないこと。

ただし、労働協約もしくは就業規則に規定された育児または介護のための短時間勤務制度または男女雇用機会均等法第13条第1項に基づく勤務時間の短縮の措置利用による勤務時間の短縮はこの限りではない。

オ 復帰後の給与が育業前の給与より下回っていないこと。

ただし、労働協約または就業規則に規定のある育児のための短時間勤務制度や男女雇用機会均等法第13条第1項に基づく勤務時間の短縮による変更や、賃金規定の改定など客観的合理性が認められる事由によって金額に変更がある場合はこの限りではない。**給与形態が時給に変更されている場合、上記制度や法等に基づき、給与形態が時給になる旨が就業規則に明記されていることを条件に原職復帰相当と認められる場合がある。**

カ 無期雇用労働者であった労働者が育業後、有期労働者等として新たに雇用契約を締結している場合や、給与形態が変更されている場合は、育業者本人の希望によるものであっても原職等に復帰したと認められない。

ただし、育児・介護休業法第23条に基づく所定労働時間の短縮等の措置及びそれに準ずる措置として就業規則に規定のある制度や労使協定、労働協約に規定された制度に基づいて変更がある場合はこの限りではない。

有期雇用労働者が職場復帰にあたって雇用契約の更新をする場合は、新たに雇用契約を締結していても対象となるが、所定労働時間を短縮する場合は、工の措置による必要がある。

キ 育業後の勤務形態として、在宅勤務も対象となるが、個別の労働者との取り決めではなく、当該事業所の在宅勤務規程を整備し、業務日報等により勤務実態（勤務日、始業終業時刻）が確認できる場合に限ること。また、本人の希望によるものであることが確認でき、上記全項目を満たすこと。

## 7. 原職に復帰後、就労実績が確認できること

本奨励金での就労実績とは、次のア、イを満たす状況をいいます。

ア 育業終了後3か月の期間のうち全日が本奨励金で定める就労日（＊）に該当している必要があり、労働契約が終了することが明らかでないこと。

イ 復帰後3か月の期間内に現に勤務（テレワーク勤務含む）していること。

※3か月の期間内に非就労日（＊）を含む場合は、申請受付期間内（2か月以内）にその日数分を就労日で充足すること。ただし、申請受付期限は変更されないため、充足した日数分申請受付期間が短くなりますのでご注意ください。

（例）復帰後3か月の間に5日間欠勤をした場合

（欠勤分の5日間を申請受付期間内に充足する必要があるため、実際の申請受付期間が5日分短くなります。）

【育業期間】令和7年5月1日～令和7年8月15日

【原職復帰確認期間】令和7年8月16日～令和7年11月15日（3か月）

【本来の申請受付期間】令和7年11月16日～令和8年1月15日（2か月）

【実際の申請受付期間】令和7年11月21日～令和8年1月15日（5日分充足）

\* 就労日、非就労日とはP47別紙3「就労日・非就労日」の表中に記載されたものを指します。

※ 非就労日が10日以上連続する場合は、その間にP47別紙3で示す「①休日、②休暇・休業」に入るものが含まれていても当該休日は就労日に該当せず、「③他」となります。

### (3) 奨励金の対象となる取組

- 対象従業員が養育する子の2歳の誕生日前日までに合計15日以上の育業をし、原職復帰後継続雇用される見込みであること

合計15日以上の育業とは

●子の出生日～2歳の誕生日前日までに取得した育業日数を指し、同期間に複数回育業している場合は合算可能とします。分割して育業している場合、同一の子に係る育業については合算することができますが、異なる子の育業を合算することはできません。

●子の出生前からの育業や、2歳を超えての育業は、育業期間としては認めますが奨励対象となる育業日数には含まれません。

**※子が2歳を超えての育業がある場合、2歳を超えても育業可能である旨就業規則に明記されている必要があります。**

- 継続的に育業しやすい職場環境整備として、育児介護休業法に基づく次のア～エの項目のいずれかを実施したこと（実施時期は問いません）。

- ア 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- イ 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）
- ウ 従業員の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- エ 従業員への育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

**※様式第1号3「制度の整備状況」の該当する項目にチェックを入れてください。**

#### (4) 奨励金の加算となる取組（**加算となる取組に取組んだ企業のみ対象**）

##### 1. 奨励金の加算となる取組として、下記加算①～④に取組んだこと

（下記①～④の加算項目に取組んだ場合、加算となる取組①・②は各 20 万円を、加算となる取組③・④は各 30 万円を奨励金額に加算します。ただし、加算となる取組③・④の両方に取組んだ場合は 2 つの取組で 50 万円を加算します。）

##### 加算① 管理職の育業と社内周知

###### ●取組内容

管理職のパパが育業し、自ら育業のロールモデルとなり職場に情報発信することで、育業しやすい環境づくりに取組んだ場合に対象となります。対象となる管理職については、実際に管理職であることを組織図から確認します。また、社内に周知した管理職の育業経験が掲載されている資料を添えて申請様式と共に提出してください。

###### ●対象となる管理職の範囲

管理職の呼称は企業により異なりますが、例示として一般的な企業における課長、部長等、監督権や指揮命令権を有する役職にある男性を想定しています（代表取締役も含みます）。また、対象従業員が管理職の場合も、加算①の対象とします。

###### ●対象となる管理職の育業

管理職の育業は、令和5年4月1日以降に取得した合計15日以上のものに限ります。

##### 加算①の申請に必要な提出書類

- 様式第1号別紙加算①：記載内容から管理職の育業状況等について確認します。
- 組織図：実際に管理職であることを確認します。
- 実際に社内周知した資料：管理職の育業経験を確認します。

##### 加算② 育業メンター制度の整備とパパ向け育業マニュアルの作成

###### ●取組内容

育業メンター制度を整備し、パパ向けの育業マニュアルを作成した場合に対象とします。様式1号別紙加算②に記載の内容から、育業メンター制度の整備状況を確認します。パパ向け育業マニュアルについては、令和7年4月1日以降に作成した実際のマニュアルを確認します。

###### ●メンターの範囲

メンターの選定基準については企業毎に異なるため、特に指定はありません。ただし、様式第1号別紙加算②にメンターの選定理由等について記入する箇所がありますので、詳細を記入してください。

###### ●パパ向け育業マニュアル

これからパパになる、またはパパになった従業員向けの育業を推進するために作成したマニュアルであり、社内の手続きについて、最新の育介法について、育業準備事項、給与面に関する情報等、会社独自の内容が記載されているものを想定しています。

##### 加算②の申請に必要な提出書類

- 様式第1号別紙加算②：育業メンター制度の整備状況を確認します。
- パパ向け育業マニュアル：会社独自の内容、作成日を確認します。

※令和7年4月1日以降に作成していること

### 加算③ 同僚への応援評価制度・表彰制度の整備と育業応援プランシートの作成

#### ●対象となる取組

育業を支える同僚を評価する制度、表彰制度を整備し、育業応援プランシートを作成した場合に対象となります。応援評価制度については、実際に導入し運用実績があることを様式第1号別紙加算③に記載の内容から確認します。表彰制度については就業規則に整備したことを確認します。（P51別紙5「加算となる取組規定例」参照）

#### ●取組内容

同僚への応援評価制度：令和5年4月1日～申請日までに実施した内容を様式第1号別紙加算③に記入して下さい。

同僚への表彰制度：令和7年4月1日～申請日までに就業規則に規定し労基署に届出てください。

育業応援プランシート：育業前後に行った面談や業務調整について、育業応援プランシート様式に記入してください。

#### 加算③の申請に必要な提出書類

○様式第1号別紙加算③：記載内容から応援評価制度の運用実績を確認します。

○就業規則：表彰制度の内容と、労基署への届出日を確認します。（受領印必須）※受領印の日付が令和7年4月1日以降であること

○育業応援プランシート：育業前と復帰後の業務分担について確認します。※加算④も申請する場合、提出は1部で可

### 加算④ 同僚への応援手当支給と育業応援プランシートの作成

#### ●対象となる取組

対象従業員を支えた同僚に対し合計20万円以上の応援手当を支給し、育業応援プランシートを作成した場合に、対象となります。**応援手当については、その内容を令和7年4月1日以降就業規則に規定し、労基署に届出ていることが必要です**（P52別紙5「加算となる取組規定例」参照）。また、当該手当は労働時間に応じて支給されるものではなく、代替する職務内容を評価するものである必要があります。実際に応援手当を支給したことを賃金台帳から確認します。

#### ●取組内容

同僚への応援手当支給：**対象従業員の奨励対象となる育業開始月から復帰月を算定期間として支給したものを対象とします。**

育業応援プランシート：育業前後に行った面談や業務調整について、育業応援プランシート様式に記入してください。

#### ●対象となる同僚

対象従業員と同所属（係、課、室、部単位等）で、対象従業員の業務を代替した従業員のうち、**雇用保険に加入している者**とします。部署単位の支給も対象としますが、最終的には同僚1人1人へ応援手当が支給されていることが必要です。**※育業応援プランシートに記載の同僚と、応援手当の支給対象となった同僚は一致すること**

#### 加算④の申請に必要な提出書類

○様式第1号別紙加算④：記載内容から応援手当支給の運用実績を確認します。

○育業応援プランシート：育業前と復帰後の業務分担について確認します。※加算③も申請する場合、提出は1部で可

○就業規則：応援手当の名称、金額または算定期間、支給対象者、届出日を確認します。（受領印必須）

※受領印の日付が令和7年4月1日以降であること

○賃金台帳：実際に応援手当が支払われているかを確認します。（**給与明細不可**）

※加算の対象となる同僚について、期間分（**応援手当支払い開始前1か月分～支払い期間中～支払い後1か月分**）を提出すること

※**雇用保険に加入していることを控除欄から確認します。**

## （5）その他

- 財団理事長が適当でないと判断した場合は本奨励金の対象外とする

## 5. 提出書類

**未提出書類がある場合は受け付けられません**ので、ご注意ください。

注意事項	・ A4縦で印刷すること	・ 両面印刷しないこと（就業規則、タイムシート等を除く）
	・ ステープル留めやファイリングをしないこと	・ 内容が判別できる濃さのものとすること
	・ 取り消し線や訂正印、修正テープでの訂正是しないこと	
	・ 消えるボールペンで記入しないこと	
	・ 申請書控えの押印、返信不可のため「申請書控え・返信用封筒」の同封はしないこと	

◆申請時の提出物（各書類**すべて写しで可**）原本で提出された場合も返却はできませんのでご注意ください。

### 1. 支給申請書（様式第1号）

- ◇申請日には発送する日を記載してください。
- ◇記入例をよく確認の上、作成すること
- ◇代表者氏名は代表者が自署すること

### 2. 誓約書（様式第2号）

- ◇申請日には発送する日を記載してください。
- ◇代表者氏名は代表者が自署すること

### 3. 事業所一覧（参考様式）

- ◇申請日には発送する日を記載してください。
- ◇記入欄が不足する場合は任意様式可

### 4. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）

- ◇本人通知用ではありません。
- ◇対象従業員を含む2人分を提出すること
- ◇都内事業所に勤務する雇用保険加入期間が申請日時点で6か月以上ある従業員であること  
(対象従業員は育業開始前に6か月以上の雇用保険加入期間が必要)
- ◇兼務役員のものを提出する場合は、雇用保険加入のための手続きをおこなっていること  
(雇用保険被保険者資格取得等確認通知書に押印された加入確認印の有無を確認します。)

### 5. 会社案内または会社概要

- ◇代表者氏名、所在地、事業内容等が確認できるものを提出してください。

## 6. 商業・法人登記簿謄本または開業届

法人	個人事業主
履歴事項全部証明書（法務局発行）	個人事業の開業・廃業等届出書（税務署提出：申請者保管）

◇発行日から3か月以内のものを提出してください。

◇個人事業の開廃届は**事業所所在地**、**事業所名称（屋号）**、**代表者名が記載されているものを提出してください。**

※支給申請書に記載の情報と一致しない場合は、現住所や名称がわかる書類（事業に係る契約書など）もあわせて提出すること

※令和7年1月1日以前に届出済の場合には、税務署の受領印を確認します。

## 7. 代表者の住民票（個人事業主のみ提出）

◇記載事項証明書でも可

◇発行日から3か月以内のものを提出してください。

## 8. 直近の水道光熱費の領収書や賃貸借契約書（該当する場合に提出）

◇登記上の本店が本社機能を持たない場合・・・本社機能をもつ事業所分を提出

◇登記上の本店と本社機能を持つ事業所が都外の場合・・・対象従業員が所属する事業所分を提出

## 9. 事業税納税証明書

法人	個人事業主
法人事業税納税証明書（都税事務所発行）	<p><b>【課税されている方】</b>            代表者の個人事業税納税証明書（都税事務所発行）</p> <p><b>【非課税の方】【令和7年1月1日以降に開業された方】</b>            代表者の所得税納税証明書（その1）（税務署発行）</p>

◇直近の納期分を提出・・・P44~45 別紙1「納税証明書について」参照

## 10. 住民税納税証明書

法人	個人事業主
法人都民税納税証明書（都税事務所発行）	<p><b>【課税されている方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●代表者の住民税納税証明書（居住地の区市町村役所発行）</li> <li>●代表者の住民税納税証明書（<b>事業所地</b>の区市町村役所発行）</li> </ul> <p><b>【非課税の方】</b></p> <p>代表者の住民税非課税証明書（居住地の区市町村役所発行）</p>

◇直近の納期分を提出・・・P44~45 別紙1「納税証明書について」参照

◇個人事業主の住民税は、代表者の居住地と事業所がある事業所地が異なる場合、**居住地と事業所地から発行される住民税の2つの納税証明書が必要です。**居住地と事業所地が同一の自治体にある場合は1つとなります。

## 1.1. 対象従業員の住民票（対象従業員と対象となる子が同居していることがわかるもの）

- ◇対象従業員本人の氏名、居住地、対象となる子の氏名および本人との続柄が記載されているもの
- ◇対象従業員が外国人の場合、在留期間が記載されているもの
- ◇発行日から3か月以内のものを提出してください
- ◇マイナンバー、本籍は表示させないでください

## 1.2. 対象従業員と対象となる子との親子関係、対象となる子と同居していることがわかる書類

- ◇1.1で確認できる場合は追加提出不要
- ◇戸籍謄本、住民票除票など

## 1.3. 対象従業員の育業の申出書（社内様式）

- ◇当初の予定より変更があった場合は、変更分の申出書も提出すること
- ◇全文が外国語表記のものを提出する際は、原本の写しと日本語に訳した書類を提出すること  
※日本語訳の書類には、翻訳者のサインまたは押捺をお願いします

## 1.4. 対象従業員のタイムシート等（育業開始1か月前～育業期間～復帰後3か月の全期間分）

- ◇タイムカード、ICカード、PCの使用時間の記録等、客観的に出退勤の時間がわかるもの（申請のために作成したものは不可）
- ◇育業前1か月の全期間を休業している場合、就労実態がわかる時点まで遡った1か月分を提出すること
- ◇全文が外国語表記のものを提出する際は、原本の写しと日本語に訳した書類を提出すること  
※日本語訳の書類には、翻訳者のサインまたは押捺をお願いします

## 1.5. 対象従業員の賃金台帳（育業開始1か月前～育業期間～復帰後3か月の全期間分）

- ◇育業前1か月の全期間を休業している場合、就労実態がわかる時点まで遡った1か月分を提出すること
- ◇全文が外国語表記のものを提出する際は、原本の写しと日本語に訳した書類を提出すること  
※日本語訳の書類には、翻訳者のサインまたは押捺をお願いします

## 1.6. 最新の就業規則一式

### ○本則（労基署受領印の日付を確認します）

※本則とは別に下記規程を定めている場合、本則と合わせて別規程も提出してください。

### ○育介規程（労基署受領印の日付を確認します）

### ○賃金規程

### ○テレワーク規程（テレワーク勤務がある場合）

別規程（本則とは別に定められている場合）

- ◇「育業・育児に関する規定」「賃金に関する規定」「労働条件に関する規定」を確認します。
- ◇対象従業員にテレワーク勤務がある場合「テレワークに関する規定」も確認します。
- ◇従業員数に関わらず労基署への届出必須
- ◇全文が外国語表記のものを提出する際は、原本の写しと日本語に訳した書類を提出すること  
※日本語訳の書類には、翻訳者のサインまたは押捺をお願いします

## 17. 出向に関する書類（対象従業員が出向している場合に提出）

- 出向先と取り交わした書類（出向契約書、覚書等）
- 出向に際し対象従業員に労働条件を明示した書類（出向同意書等）

◇「出向先と取り交わした書類」「対象従業員に労働条件を明示した書類」の両方を提出してください。

## 18. 旧姓等氏名確認書類

（申請書類に旧姓や外国人の場合の漢字名等、11で提出の住民票と異なる氏名が使われている場合に提出）

◇11で確認できる場合は追加提出不要

## 19. 委任状（参考様式）（申請企業の在籍者以外が代行する場合に提出）

### ◆加算申請時の提出物（各書類すべて写して可）

原本で提出された場合も返却はできませんのでご注意ください。

加算①「管理職の育業と社内周知」の対象となる場合に提出

## 20. 様式第1号別紙加算①

## 21. 組織図

- ◇対象となる管理職の氏名が記載されていること
- ◇対象となる管理職に紐づく組織系統がわかること（立場が確認できること）

## 22. 管理職の育業について記載されたもの

- ◇管理職の育業経験が記載されていること
- ◇単に管理職の育業の事実を発信しているだけの内容は対象となりません

## 加算②「育業メンター制度の整備とパパ向け育業マニュアルの作成」の対象となる場合に提出

### 2 3. 様式1号別紙加算②

### 2 4. 育業マニュアル

- ◇パパ向けのマニュアルであること
- ◇令和7年4月1日以降に作成したものであること（マニュアルに記載の作成日を確認します。）
- ◇育業までの手続きフローや会社独自の内容がわかること

## 加算③「同僚への応援評価制度・表彰制度の整備と育業応援プランシートの作成」の対象となる場合に提出

### 2 5. 様式第1号別紙加算③

### 2 6. 育業応援プランシート

### 2 7. 表彰制度記載の就業規則（労基署受領印の日付を確認します）

- ◇令和7年4月1日以降に労基署へ届出てください。
- ◇該当箇所に付箋を添付してください。
- ◇規定例はP51 別紙5「加算となる取組規定例」を参照
- ◇16で確認できる場合は追加提出不要

## 加算④「同僚への応援手当支給と育業応援プランシートの作成」の対象となる場合に提出

### 2 8. 様式第1号別紙加算④

### 2 9. 育業応援プランシート

- ◇26で提出の場合は追加提出不要

### 3 0. 応援手当記載の就業規則（労基署受領印の日付を確認します）

- ◇応援手当の名称、対象者、金額（算出方法）について記載していること
- ◇**令和7年4月1日以降に労基署へ届出てください。**
- ◇**該当箇所に付箋を貼付してください**
- ◇規定例はP52 別紙5「加算となる取組規定例」を参照
- ◇16で確認できる場合は追加提出不要

### 3 1. 賃金台帳

- ◇加算対象となる同僚の「応援手当支払い開始前1か月～支払い期間中～支払い後1か月」分を提出すること
- ◇該当する項目（同僚氏名、所属、手当名称、金額）にマーカーを引くこと
- ◇**給与明細不可。必ず賃金台帳の写しを提出してください。**

### ◆奨励金請求時の提出物（各書類**すべて原本のみ**）

**支給決定を受けた後に提出**

### 3 2. 奨励金請求書兼口座振替依頼書（様式第6号）**原本**

- ◇支給決定通知書に同封されています。
- ◇**振込口座の名義が申請時の代表者名と異なる場合は受付できません。ご注意ください。**

### 3 3. 印鑑証明書（印鑑登録証明書）**原本**

- ◇奨励金請求日から3か月以内に発行のものを提出してください。



## もっとパパコース（企業規模不問）



### 1. 奨励事業の概要

(公財) 東京しごと財団（以下「財団」という。）は、複数の男性従業員が育業をし、職場復帰するとともに、継続的に育業しやすい職場環境を複数整備した都内企業等に奨励金を支給することで、男性の育児参加を促進し、育業しやすい職場環境の改善を図ります。

#### (1) 奨励金の対象となる取組

複数の男性従業員が、養育する子の2歳の誕生日前日までにそれぞれ合計30日以上の育業をし、育業に引き続き原職復帰して3か月が経過するとともに、令和7年4月1日以降複数の職場環境を整備した場合に奨励金を支給します。

◇奨励金の対象となる取組について、詳細はP38を参照してください。

#### (2) 対象従業員

本奨励金では、奨励金の支給申請に係るP35～P37に記載の要件をすべて満たす従業員のことを「対象従業員」といいます。

#### (3) 奨励金支給額

奨励金に係る 対象従業員数	1名	2名	3名	4名	5名
奨励金額	—	80万円	110万円	140万円	170万円

本奨励金は複数の対象従業員がいることが要件です。従って、申請には2人以上の対象従業員が必要です。

## 2. 奨励対象となる育業と申請受付期間

### (1) 奨励対象となる育業

- ① 都内事業所に勤務する複数の男性従業員（雇用保険被保険者）が、養育する子の2歳に達するまでにそれぞれ合計30日以上の育業をし、育業に引き続き原職復帰後3か月以上継続雇用されていること
- ② 対象となる複数の男性従業員のうち少なくとも1人は、原職復帰して3か月が経過する日の翌日から2か月以内の申請受付期間が令和7年4月1日以降に係っていること
- ③ それ以外の対象従業員の育業は、令和5年4月1日以降に開始していること

◇対象従業員は2人以上最大5人までです。

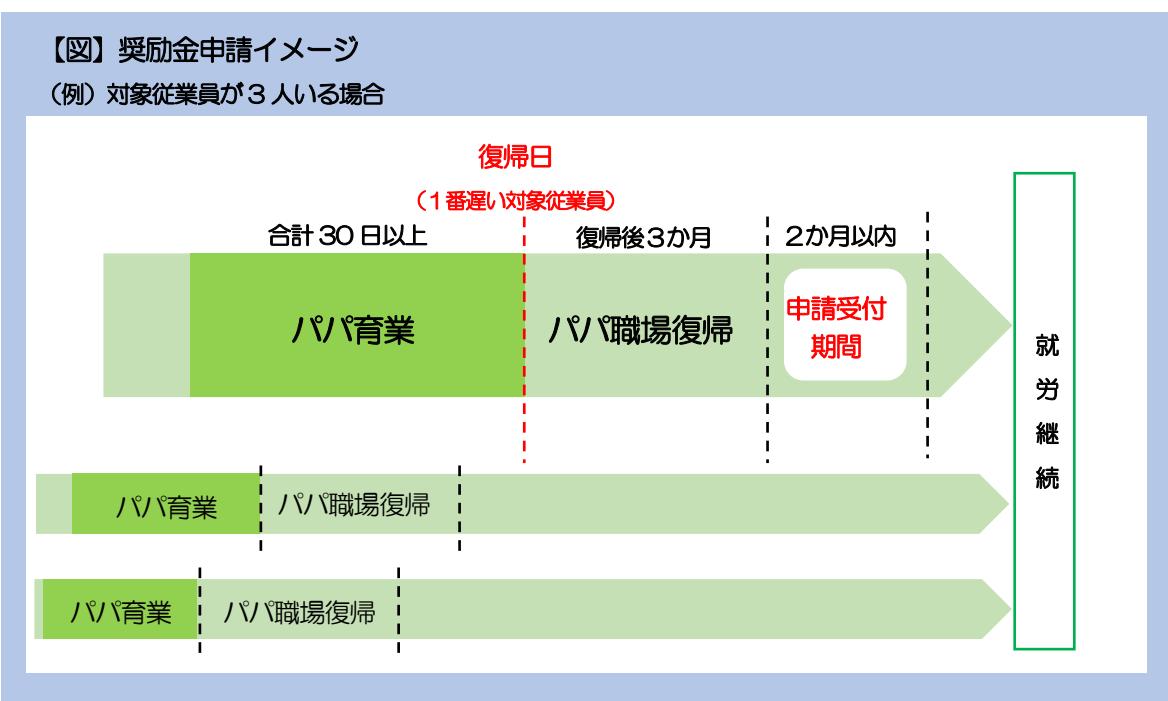
◇対象従業員はそれぞれP35～P37に記載の要件をすべて満たす必要があります。

### (2) 申請受付期間

- 最も復帰が遅い対象従業員の復帰日を起点として申請受付期間が決まります。
- 申請受付期間は、上記の最も復帰が遅い対象従業員が、子が2歳になるまでの間に合計30日以上の育業をし、育業から原職復帰後3か月が経過する日の翌日から2か月以内です。ただし、期限日が土日祝日、年末年始の場合は期限日より前の最短の営業日が申請受付期限日となります。**申請受付期限日を超過した場合、いかなる理由があっても受付できません。具体的な期限日については、P48掲載の「申請受付期限日一覧」をご確認ください。**

【図】奨励金申請イメージ

(例) 対象従業員が3人いる場合



### 3. 併給

#### (1) 他コースとの併給

令和7年度働くパパママ育業応援奨励金には「働くママコースNEXT」、「パパと協力！ママコース」、「働くパパコースNEXT」、「もっとパパコース」の4つのコースがあります。奨励金の名称は事業年度により異なりますが、どの年度も同一コースは同一目的のものになります。このページでは、各年度のコース名を統一して、表中(統一名称)の通り使用します。

**本奨励金において目的や取組が同じ奨励金の併給は認められませんのでご注意ください。**

#### 【奨励金コース名称】

コース名称	H30年度～R4年度 働くパパママ育休取得応援奨励金	R5年度 働くパパママ育業応援奨励金	R6年度～R7年度 働くパパママ育業応援奨励金	統一名称
	働くパパコース	働くパパコース	働くパパコースNEXT	パパコース
	働くママコース	働くママコース	働くママコースNEXT	ママコース
	パパと協力！ママコース	パパと協力！ママコース	パパと協力！ママコース	協力コース
	—	もっとパパコース	もっとパパコース	もっとパパコース

#### 【他コースとの併給】

併給しようとするコース 申請するコース	令和7年度				過年度（H30年度～R6年度）			
	パパコース	もっとパパコース	ママコース	協力コース	パパコース	もっとパパコース	ママコース	協力コース
もっとパパコース	×	×	○	○	△	×	○	○

×…併給不可 ○…併給可 △…条件あり（下記\*参照）

- ◆もっとパパコースの申請は一企業1回までです。そのため、すでにもっとパパコースを受給した企業等は、再び申請することができません。
  - ◆令和7年度パパコースと令和7年度もっとパパコースを併給することはできません。  
(既に複数人育業できる体制が整っていると判断するため)
  - ◆過年度（平成30年度～令和6年度）実施のパパコースの奨励金を受給した企業等については、令和7年度もっとパパコースに申請することが可能です。（過去に複数人育業できる体制が整っていなかったものを、今回新たに体制を整えたと判断するため）
- \*過年度実施のパパコースで、すでに奨励対象となり奨励金を受給した対象従業員の育業期間は対象としません。

#### (2) その他

次の場合同一企業とみなし、同一コース・加算の併給はできません。

- ◆過去・今年度において同一代表者からの申請  
(別法人格であっても同一企業等からの申請とみなします。)
- ◆吸収合併等で過去に奨励金を受給した企業の事業を引き継いだ企業からの申請  
(奨励金を受給した企業と同一とみなします。)
- ◆過去に受給した企業から分割して設立した企業からの申請  
(受給した企業等と同一とみなします。)

## 4. 奨励対象事業者の要件

複数の男性従業員（パパ従業員）が育業をし、職場復帰するとともに男性の育児参加を促進し、育業しやすい職場環境の改善を図るための取組を行う企業等のうち、特に指定の無い限り申請日時点で（1）～（3）の要件をすべて満たしている事業者が対象となります。

### （1） 事業者要件

#### 1. 都内で事業を営む企業等または個人事業主であること

○会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に定める会社

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 3 条第 2 号に定める特例有限会社

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 22 条若しくは第 163 条の規定により成立した法人等（①～⑩を含む）

- ① 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 30 条の 2 第 1 項で定める「弁護士法人」に該当するもの
- ② 公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 34 条の 2 の 2 第 1 項で定める「監査法人」に該当するもの
- ③ 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 48 条の 2 で定める「税理士法人」に該当するもの
- ④ 行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 13 条の 3 で定める「行政書士法人」に該当するもの
- ⑤ 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 26 条で定める「司法書士法人」に該当するもの
- ⑥ 弁理士法（平成 12 年法律第 49 号）第 37 条第 1 項で定める「弁理士法人」に該当するもの
- ⑦ 社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 25 条の 6 で定める「社会保険労務士法人」に該当するもの
- ⑧ 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 26 条で定める「土地家屋調査士法人」に該当するもの
- ⑨ 医療法人、社会福祉法人、学校法人等法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表 2 の「公益法人等」に該当するもの
- ⑩ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 3 の「協同組合等」に該当するもの

○別表 2 の「公益法人等」に該当するもののうち、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について公益法人等とみなされる、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項で定める特定非営利活動法人

ただし、特定非営利活動法人のうち、次の（ア）から（ウ）のいずれかを満たすものは除きます。

- （ア）同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの
- （イ）特定団体の構成員又は特定職域者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
- （ウ）後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

○労働者協同組合法（令和 2 年法律第 78 号）に定める労働者協同組合（ただし、法人税法別表 2 の「公益法人等」に該当するもの及び同法別表 3 の「協同組合等」に該当するものを除く。）

#### 2. 企業等の形態を満たしていること

#### 3. 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成 31 年 3 月 19 日付 30 総行革監第 91 号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと

4. 個人事業主の場合は都内税務署へ開業届を提出していること

5. 企業等の場合は都内に本店登記、または支店の事業所があること

6. 都内に本店登記や支店の事業所があるだけでなく、都内の事業所で実質的に営業を行っていること

実質的に営業を行っているとは、都内所在を証するために申請書に添付する登記簿謄本や開業届、事業所一覧に記載された所在地において、単に建物があることだけではなく、客観的にみて事業活動がおこなわれていることを指します。申請書、ホームページ、看板や表札、電話等連絡時の状況、営業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。また、事業活動の実態を確認するため、次の書類を求める場合があります。

- ・閉鎖事項証明書
- ・契約書（業務請負契約書、代理店契約書、工事契約書）など：契約先が申請企業の代表者や関連会社でないもの
- ・請求書、領収書、納品書など：取引相手（申請企業の代表者や関連会社でないこと）から発行されたもの

7. 令和5年度～令和7年度「もっとパパコース」、令和7年度「パパコースNEXT」の支給決定を受け、奨励金を受給した企業等でないこと

8. 7に示す企業等の代表者と、新たに申請しようとする企業等の代表者が同一でないこと

9. 吸収合併等で過去に奨励金を受給した企業等の事業を引き継いだ企業等でないこと

10. 過去に受給した企業等から分割して設立した企業等でないこと

## 1 1. 都内勤務の常時雇用する従業員（雇用保険被保険者）を 2 人以上、かつ 6 か月以上継続雇用していること

対象従業員については創業開始前の時点で 6 か月以上雇用保険に加入している必要があります。（P35 (2) 申請の対象となる従業員の要件-1 参照）

## 1 2. 直近年度の都税を納付していること

納付義務があるにもかかわらず、法人事業税および法人都民税（個人については個人事業税および個人都民税）を納付していない場合は、申請できません。

直近年度とは、申請日時点で納期限が到来している事業年度のことをいいます。事業年度は企業毎に異なりますので、申請前に社内でご確認ください。詳しくは、P44～45 別紙 1「納税証明書について」をご確認ください。

## 1 3. 申請日の前日から起算して過去 5 年間に重大な法令違反等がないこと

違法行為による罰則の適用を受けた場合や労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合などの法令違反等があった企業等は申請できません。また、法令違反等の状況が解消されてから 5 年が経過している必要があります。

重大な法令違反とは次のことを指します。

- (1) 刑事罰、営業停止処分を受けた場合
- (2) 労働基準監督署により検察官に送致された場合
- (3) 消費者庁の措置命令があった場合
- (4) 上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合

**※同一代表者の申請は、別法人格であっても同一企業からの申請とみなします。従って、同一代表者の別法人格に重大な法令違反があった場合、奨励対象事業者となりませんのでご注意ください。**

## 1 4. 労働関係法令について、次のアからキを満たしていること

- ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を以上であること
- イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること
- ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36 協定）」を締結し、遵守していること
- エ 労働基準法第 39 条第 7 項（年次有給休暇について年 5 日を取得させる義務）に違反していないこと

**オ 労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していること**

\*原則として、時間外労働は月 45 時間以内、年 360 時間以内。臨時の特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月 100 時間未満、複数月平均 80 時間（年 6 か月まで）、時間外労働が年 720 時間以内（ただし、いずれも特別条項付きの 36 協定締結が必要）。

**カ 前記以外の労働関係法令についても遵守していること**

**キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置をとっていること**

**15. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業およびこれに類する事業を行っていないこと**

**16. 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員および同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）および法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと**

**17. 就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っていること**

就業規則とは次のとおりです。

- ア) 最新の本則
- イ) ア) に付随する別規程 を指します。

**※奨励金の申請にあたっては、従業員数 10 人未満の事業所であっても届出が必要です。**

**※労基署の受領印の有無を確認します。**

18. 従業員数1,000人以上の企業等の場合、男性従業員が対象期間（過去2事業年度）内に取得した合計30日以上の育業率が50%未満であること

※算出した育業率が50%以上の場合、奨励対象外となります。

（令和5年4月1日～令和7年3月31日までに配偶者が出産した男性従業員が対象となります。）

●常時雇用する従業員数が1,000人以上の企業等は、下の計算方法にしたがって男性従業員の取得した合計30日以上の育業率を算出してください。育業には**会社が独自に定めた育児目的休暇等の育児に関する休暇は含みません。**

●事業年度をまたがって育業していた場合、育業を開始した日を含む事業年度の取得で算出してください。

●分割して複数の事業年度において育業していた場合、最初の育業の取得のみ計算の対象とします。

前々年度における対象者数（子が2歳になる前日までに合計30日以上の育業）

×100=

ア %

前々年度において、配偶者が出産した事業主が雇用する男性従業員数

前年度における対象者数（子が2歳になる前日までに合計30日以上の育業）

×100=

イ %

前年度において、配偶者が出産した事業主が雇用する男性従業員数

(ア+イ)

2

=

育業率 %

## (2) 申請の対象となる従業員の要件（支給申請に係るすべての従業員が要件を満たす必要があります）

- 雇用保険の被保険者として申請企業において育業開始前に6か月以上継続雇用されており、奨励金の支払い完了までその状況が継続すると見込まれる男性従業員であること

対象となる男性従業員は申請企業において育業開始前に6か月以上の就労実績および雇用保険加入期間があり、奨励金の支払い完了まで、その状況が継続している必要があります。申請企業における雇用保険加入期間が6か月に満たず、対象従業員が申請企業外からの転籍者である場合、ハローワークでの同一事業主の手続きにより雇用保険の加入期間が継続して6か月以上ある場合は対象とします。一方、転籍前の企業で雇用保険加入資格を喪失し、新たに申請企業で雇用保険に加入している場合に、雇用保険加入期間が6か月を満たさないときは、転籍前後の雇用保険加入期間を合算することは認めません。

また、申請するにあたり遡及して雇用保険に加入している場合は、申請要件を満たさないものとします。

- 育業開始1か月前の時点で都内の事業所に勤務し、奨励金の支払い完了までその状況が継続すると見込まれること

都内の事業所に勤務しているとは、都内の事業所で現に就労していることをいいます。「事業所」とは、本社、支社、支店、店舗等単一の経営主体のもと、設備と従業員を有し事業活動を行っている場所のすべてを指し、都内事業所で「現に就労」とは次のような働き方を原則とします。

- 都内事業所に通勤し、その場で実際に働いていること。
  - 都内事業所の指揮命令によるフルテレワーク勤務も含むが、対象従業員が都内事業所の通勤圏外に居住している場合は、通勤圏内に都外事業所がないこと。
  - 登記事業目的に労働者派遣事業と明記されており、申請企業以外の顧客先で就労している場合も含むが、対象従業員が都内事業所の通勤圏外に居住している場合は、通勤圏内に都外事業所がないこと。
  - 在籍出向のため出向先で就労している場合も含むが、出向に関する書類の確認が提出できること。
- (P42-17 参照)

上記記載のないものについては、従事する職種や職務内容を鑑み、都内事業所に勤務しているかどうか審査の過程で判断していくことになります。

- 申請企業の代表者（共同代表も含む）の三親等内の親族でないこと

三親等内の親族とは

民法（明治29年法律第89号）第725条第1号に規定する血族のうち三親等以内の者、同条第2号に規定する配偶者及び同条第3号に規定する姻族のことを指します。

(P46 別紙2「三親等内の親族」参照)

#### 4. 養育する子の2歳の誕生日前日までの間に、合計30日以上育業していること

##### 育業とは

育児介護休業法に定める育児休業を取得したことを指し、会社独自の育児目的休暇等の取得は本奨励金の育業とはみなしません。また、**次の①～③に該当する場合、育業の一部が育業とみなされず、その日数が全体の日数から除外されます。**また、分割して育業している場合、同一の子に係る育業については2歳の誕生日前日までを合算できますが、異なる子の育業を合算することはできません。

- ①一時就労（育業中に就労している）
- ②有給の育業（賃金の支払い）がある
- ③育業中に休暇が発生している

#### 5. 養育する子と育業期間中に同居していること

取得から3か月以内の住民票の写しで同居していることを確認します。

#### 6. 対象従業員が複数いること

※そのうち少なくとも一人は、令和7年4月1日以降に申請受付期間が係っていること

※それ以外の従業員の育業は、令和5年4月1日以降に取得したものであること

##### 複数とは

2人以上最大5人までです

#### 7. 育業に引き続き原職に復帰していること

原職に復帰とは、以下のア～キのいずれにも該当している状態を指します。

ア 育業前に就いていた部署と同一の部署（当該育業者が所属する組織の最小単位の所属先：○○部△△課■■係であれば■■係を指す。）に復帰していること。

ただし、厚生労働省編職業分類の中分類が異なる職務に復帰した場合や、育業中に事業所または所属部署の閉鎖により休業前と中分類が異なる職務が無くなった場合に、休業前と復帰後の職務が相当程度関連性の高いものであり、職務の変更について客観的合理性が認められる場合はこの限りではない。

イ 育業前と同一の事業所に復帰していること。

ただし、育業者本人の選択により、育児との両立のために同一事業所に復帰していない場合であって、自宅と職場の距離、通勤時間、勤務体制、時間外労働の実情に照らし、客観的合理性が認められ、かつ、勤務内容、待遇等が休業前と変わらない場合はこの限りではない。

ウ 復帰後の職制上の地位が、休業前より下回っていないこと。

ただし、組織改正や短時間勤務制度の利用により客観的合理性が認められる場合によって変更がある場合はこの限りではない。

エ 復帰後の労働時間が変更されていないこと。

ただし、労働協約もしくは就業規則に規定された育児または介護のための短時間勤務制度または男女雇用機会均等法第13条第1項に基づく勤務時間の短縮の措置利用による勤務時間の短縮はこの限りではない。

オ 復帰後の給与が育業前の給与より下回っていないこと。

ただし、労働協約または就業規則に規定のある育児のための短時間勤務制度や男女雇用機会均等法第13条第1項に基づく勤務時間の短縮による変更や、賃金規定の改定など客観的合理性が認められる事由によって金額に変更がある場合はこの限りではない。**給与形態が時給に変更されている場合、上記制度や法等に基づき、給与形態が時給になる旨が就業規則に明記されていることを条件に原職復帰相当と認められる場合がある。**

カ 無期雇用労働者であった労働者が育業後、有期労働者等として新たに雇用契約を締結している場合や、給与形態が変更されている場合は、育業者本人の希望によるものであっても原職等に復帰したと認められない。

ただし、育児・介護休業法第23条に基づく所定労働時間の短縮等の措置及びそれに準ずる措置として就業規則に規定のある制度や労使協定、労働協約に規定された制度に基づいて変更がある場合はこの限りではない。

有期雇用労働者が職場復帰にあたって雇用契約の更新をする場合は、新たに雇用契約を締結しても対象となるが、所定労働時間を短縮する場合は、エの措置による必要がある。

キ 育業後の勤務形態として、在宅勤務も対象となるが、個別の労働者との取り決めではなく、当該事業所の在宅勤務規程を整備し、業務日報等により勤務実態（勤務日、始業終業時刻）が確認できる場合に限ること。また、本人の希望によるものであることが確認でき、上記全項目を満たすこと。

## 8. 原職に復帰後、就労実績が確認できること

本奨励金での就労実績とは、次のア、イを満たす状況をいいます。

ア 育業終了後3か月の期間のうち全日が本奨励金で定める就労日（＊）に該当している必要があり、労働契約が終了することが明らかでないこと。

イ 復帰後3か月の期間内に現に勤務（テレワーク勤務含む）していること。

※3か月の期間内に非就労日（＊）を含む場合は、申請受付期間内（2か月以内）にその日数分を就労日で充足すること。ただし、申請受付期限は変更されないため、充足した日数分申請受付期間が短くなりますのでご注意ください。

（例）復帰後3か月の間に5日間欠勤をした場合

（欠勤分の5日間を申請受付期間内に充足する必要があるため、実際の申請受付期間が5日分短くなります。）

【育業期間】令和6年4月27日～令和7年2月28日

【原職復帰確認期間】令和7年3月1日～令和7年5月31日（3か月）

【本来の申請受付期間】令和7年6月1日～令和7年7月31日（2か月）

【実際の申請受付期間】令和7年6月6日～令和7年7月31日（5日分充足）

\* 就労日、非就労日とはP47別紙3「就労日・非就労日」の表中に記載されたものを指します。

※ 非就労日が10日以上連続する場合は、その間にP47別紙3で示す「①休日、②休暇・休業」に入るものが含まれていても当該休日は就労日に該当せず、「③他」となります。

### (3) 奨励金の対象となる取組

- 複数の男性従業員が、養育する子の2歳の誕生日前日までにそれぞれ合計30日以上育業をし、原職復帰後継続雇用する見込みであること

合計30日以上の育業とは

●子の出生日～2歳の誕生日前日までに取得した育業日数を指し、同期間内に複数回育業している場合は合算可能とします。分割して育業している場合、同一の子に係る育業については合算することができますが、異なる子の育業を合算することはできません。

●子の出生前からの育業や、2歳を超えての育業は、育業期間としては認めますが奨励対象となる育業日数には含めません。

**※子が2歳を超えての育業がある場合、2歳を超えても育業可能である旨就業規則に明記されている必要があります。**

- 継続的に育業しやすい職場環境整備として、育児介護休業法に基づく次のア～エの項目を令和7年4月1日以降、複数実施したこと

ア 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施

イ 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口の設置）

ウ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供

エ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

※複数の職場環境整備については、様式第1号4「制度の整備状況」に詳細を記入し、令和7年4月1日以降に実施したことがわかる資料を提出してください。

### (4) その他

- 財団理事長が適当でないと判断した場合は本奨励金の対象外とする

## 5. 提出書類

**未提出書類がある場合は受け付けられません**ので、ご注意ください。

注意事項	・ A4縦で印刷すること	・ 両面印刷しないこと（就業規則、タイムシート等を除く）
	・ ステープル留めやファイリングをしないこと	・ 内容が判別できる濃さのものとすること
	・ 取り消し線や訂正印、修正テープでの訂正是しないこと	
	・ 消えるボールペンで記入しないこと	
	・ 申請書控えの押印、返信不可のため「申請書控え・返信用封筒」の同封はしないこと	

◆申請時の提出物（各書類**すべて写しで可**）原本で提出された場合も返却はできませんのでご注意ください。

### 1. 支給申請書（様式第1号）

- ◇申請日には発送する日を記載してください。
- ◇記入例をよく確認の上、作成すること
- ◇代表者氏名は代表者が自署すること

### 2. 誓約書（様式第2号）

- ◇申請日には発送する日を記載してください。
- ◇代表者氏名は代表者が自署すること

### 3. 事業所一覧（参考様式）

- ◇申請日には発送する日を記載してください。
- ◇記入欄が不足する場合は任意様式可

### 4. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）

- ◇本人通知用ではありません。
- ◇対象従業員全員分を提出すること  
(対象従業員は育業開始前に6か月以上の雇用保険加入期間が必要)
- ◇兼務役員のものを提出する場合は、雇用保険加入のための手続きをおこなっていること  
(雇用保険被保険者資格取得等確認通知書に押印された加入確認印の有無を確認します。)

### 5. 会社案内または会社概要

- ◇代表者氏名、所在地、事業内容等が確認できるものを提出してください。

6. 商業・法人登記簿謄本または開業届	
法人	個人事業主
履歴事項全部証明書（法務局発行）	個人事業の開業・廃業等届出書（税務署提出：申請者保管）

◇発行日から3か月以内のものを提出してください。

◇個人事業の開廃届は**事業所所在地**、**事業所名称（屋号）**、**代表者名が記載されているものを提出してください。**

※支給申請書に記載の情報と一致しない場合は、現住所や名称がわかる書類（事業に係る契約書など）もあわせて提出すること  
※令和7年1月1日以前に届出済の場合には、税務署の受領印を確認します。

7. 代表者の住民票（個人事業主のみ提出）
-----------------------

◇記載事項証明書でも可

◇発行日から3か月以内のものを提出してください。

8. 直近の水道光熱費の領収書や賃貸借契約書（該当する場合に提出）
-----------------------------------

◇登記上の本店が本社機能を持たない場合・・・本社機能をもつ事業所分を提出

◇登記上の本店と本社機能を持つ事業所が都外の場合・・・対象従業員が所属する事業所分を提出

9. 事業税納税証明書	
法人	個人事業主
法人事業税納税証明書（都税事務所発行）	<p><b>【課税されている方】</b> 代表者の個人事業税納税証明書（都税事務所発行）</p> <p><b>【非課税の方】</b> <b>【令和7年1月1日以降に開業された方】</b> 代表者の所得税納税証明書（その1）（税務署発行）</p>

◇直近の納期分を提出・・・P44~45 別紙1「納税証明書について」参照

10. 住民税納税証明書	
法人	個人事業主
法人都民税納税証明書（都税事務所発行）	<p><b>【課税されている方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●代表者の住民税納税証明書（居住地の区市町村役所発行）</li> <li>●代表者の住民税納税証明書（<b>事業所地</b>の区市町村役所発行）</li> </ul> <p><b>【非課税の方】</b> 代表者の住民税非課税証明書（居住地の区市町村役所発行）</p>

◇直近の納期分を提出・・・P44~45 別紙1「納税証明書について」参照

◇個人事業主の住民税は、代表者の居住地と事業所がある事業所地が異なる場合、**居住地と事業所地から発行される住民税の2つの納税証明書が必要です。**居住地と事業所地が同一の自治体にある場合は1つとなります。

## 11～15、17、18は対象従業員全員分を提出すること

### 11. 対象従業員の住民票（対象従業員と対象となる子が同居していることがわかるもの）

- ◇対象従業員本人の氏名、居住地、対象となる子の氏名および本人との続柄が記載されているもの
- ◇対象従業員が外国人の場合、在留期間が記載されているもの
- ◇発行日から3か月以内のもの
- ◇マイナンバー、本籍は表示させないでください

### 12. 対象従業員と対象となる子との親子関係、対象となる子と同居していることがわかる書類

- ◇1.1で確認できる場合は追加提出不要
- ◇戸籍謄本、住民票除票など

### 13. 対象従業員の育業の申出書（社内様式）

- ◇**当初の予定より変更があった場合は、変更分の申出書も提出すること**
- ◇全文が外国語表記のものを提出する際は、原本の写しと日本語に訳した書類を提出すること  
※日本語訳の書類には、翻訳者のサインまたは押捺をお願いします

### 14. 対象従業員のタイムシート等（育業前1か月～育業期間～復帰後3か月の全期間分）

- ◇タイムカード、ICカード、PCの使用時間の記録等、客観的に出退勤の時間がわかるもの（申請のために作成したものは不可）
- ◇育業前1か月の全期間を休業している場合、就労実態がわかる時点まで遡った1か月分を提出すること
- ◇全文が外国語表記のものを提出する際は、原本の写しと日本語に訳した書類を提出すること  
※日本語訳の書類には、翻訳者のサインまたは押捺をお願いします

### 15. 対象従業員の賃金台帳（育業前1か月～育業期間～復帰後3か月の全期間分）

- ◇育業前1か月の全期間を休業している場合、就労実態がわかる時点まで遡った1か月分を提出すること
- ◇全文が外国語表記のものを提出する際は、原本の写しと日本語に訳した書類を提出すること  
※日本語訳の書類には、翻訳者のサインまたは押捺をお願いします

### 16. 最新の就業規則一式

#### ○本則（労基署受領印の日付を確認します）

※本則とは別に下記規程を定めている場合、本則と合わせて別規程も提出してください。

#### ○育介規程（労基署受領印の日付を確認します）

#### ○賃金規程

#### ○テレワーク規程（テレワーク勤務がある場合）

別規程（本則とは別に定められている場合）

- ◇「育業・育児に関する規定」「賃金に関する規定」「労働条件に関する規定」を確認します。

- ◇対象従業員にテレワーク勤務がある場合「テレワークに関する規定」も確認します。

- ◇**従業員数に関わらず労基署への届出必須**

- ◇全文が外国語表記のものを提出する際は、原本の写しと日本語に訳した書類を提出すること

※日本語訳の書類には、翻訳者のサインまたは押捺をお願いします

### 17. 出向に関する書類（対象従業員が出向している場合に提出）

- 出向先と取り交わした書類（出向契約書、覚書等）
- 出向に際し対象従業員に労働条件を明示した書類（出向同意書等）

◇「出向先と取り交わした書類」「対象従業員に労働条件を明示した書類」の両方を提出してください。

### 18. 旧姓等氏名確認書類

（申請書類に旧姓や外国人の場合の漢字名等、11で提出の住民票と異なる氏名が使われている場合に提出）

◇11で確認できる場合は追加提出不要

### 19. 委任状（参考様式）（申請企業の在籍者以外が代行する場合に提出）

### 20. 職場環境整備要件に関する提出物（各書類すべて写しで可）

◇令和7年4月1日以降複数実施した以下の職場環境整備について、該当するものを提出してください。

	職場環境整備	提出資料
ア	育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催案内（書面、メール文等）</li> <li>・研修資料（実際に配布したもの）</li> </ul> <p>※実施日が明確にわかること</p>
イ	育児休業・産後パパ育休に関する相談体制等の整備（相談窓口設置）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内周知文（書面、メール文等）</li> <li>・相談先及び周知日が明確にわかること</li> </ul>
ウ	自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供資料（実際に配布したもの）</li> </ul> <p>※実施日が明確にわかること</p>
エ	自社の労働者への育児休業・産後パパ育休制度と育休取得促進に関する方針の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知資料（実際に配布したもの）</li> </ul> <p>※周知日が明確にわかること</p>

◆奨励金請求時の提出物（各書類**すべて原本のみ**）

支給決定を受けた後に提出

2 1. 奨励金請求書兼口座振替依頼書（様式第6号）**原本**

- ◇支給決定通知書に同封されています。
- ◇振込口座の名義が申請時の代表者名と異なる場合は受付できません。ご注意ください。

2 2. 印鑑証明書（印鑑登録証明書）**原本**

- ◇奨励金請求日から3か月以内に発行のものを提出してください。



## 参考資料



### ■別紙1 納税証明書について

提出すべき税に関する証明書（『事業税』『住民税』の両方の書類を提出すること）

法人種別	『事業税』	『住民税』
法人 (公益法人等以外)	法人事業税納税証明書 (都)	法人都民税納税証明書 (都)
個人事業主	課税されている方 代表者の個人事業税納税証明書 (都) 非課税の方 令和7年1月1日以降に開業された方 代表者の所得税納税証明書（その1）(税)	課税されている方 代表者の住民税納税証明書（居住地分）(役1) 代表者の住民税納税証明書（事業所地分）(役2) 非課税の方 代表者の住民税非課税証明書 (役1)
社会福祉法人 学校法人	収益事業がある場合 法人事業税納税証明書 (都) 収益事業がない場合 定款（または寄付行為）の写し (申) 決算報告書の写し (申)	収益事業所得の90%が本来の目的に充てられる場合 法人都民税の課税・非課税の判定表の写し (申) 確定申告書の写し 収益事業がない場合 定款（または寄付行為）の写し (申) 決算報告書の写し (申)
公益社団法人 公益財団法人	収益事業がある場合 法人事業税納税証明書 (都) 収益事業がない場合 定款（または寄付行為）の写し (申) 決算報告書の写し (申)	収益事業がある場合 法人都民税納税証明書 (都) 収益事業がない場合 法人都民税納税証明書 (都) 事業目的が博物館の設置、学術研究の場合 定款（または寄付行為）の写し (申) 決算報告書の写し (申)
一般社団法人 一般財団法人 (非営利型)	収益事業がある場合 法人事業税納税証明書 (都) 収益事業がない場合 定款（または寄付行為）の写し (申) 決算報告書の写し (申)	法人都民税納税証明書 (都)
一般社団法人 一般財団法人 (非営利型以外)	法人事業税納税証明書 (都)	法人都民税納税証明書 (都)
NPO法人	収益事業がある場合 法人事業税納税証明書 (都) 収益事業がない場合 定款（または寄付行為）の写し (申) 決算報告書の写し (申)	法人都民税納税証明書 (都)

※証明書発行機関

(都) 都税事務所 (税) 税務署 (役1) 居住地の区市町村役所 (役2) 事業所地の区市町村役所 (申) 申請者保管

## 提出に関する注意事項

### ①納税証明書の事業年度について

提出する納税証明書は、申請日時点で直近年度のものを提出してください。申請日時点で直近年度の納税証明書が提出できない場合は、下記の例を参考に必要書類をご提出ください。

**【例】事業年度 4月1日～3月31日の企業の場合（事業年度は企業毎に異なります。社内でご確認ください。）**

納付期限 5月31日（事業年度末日の2か月後になります）

申請日	直近年度とは	提出書類
令和7年4月1日 ( <u>納付期限5/31が到来していない</u> )	令和5年4月1日～令和6年3月31日	左記直近年度の納税証明書
令和7年6月1日 ( <u>納付期限5/31が到来している</u> ) ( <u>納付期限と申請日が近い</u> )	令和6年4月1日～令和7年3月31日	<p><b>納税直後のため直近年度分が発行されないとき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記直近年度の領収書</li> <li>・左記直近年度の納税証明書 &lt;発行され次第提出&gt;</li> </ul> <p><b>申告期限の延長の手続きを行っているため直近年度分が発行されないとき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）分の納税証明書</li> <li>・延長の申請書</li> <li>・延長の理由を示す書類（定款、株主総会議事録、規定等）</li> </ul>
令和7年10月1日 ( <u>納付期限5/31が到来している</u> )	令和6年4月1日～令和7年3月31日	左記直近年度の納税証明書

### ②新たに法人を設置した場合、新たに個人事業主となった場合

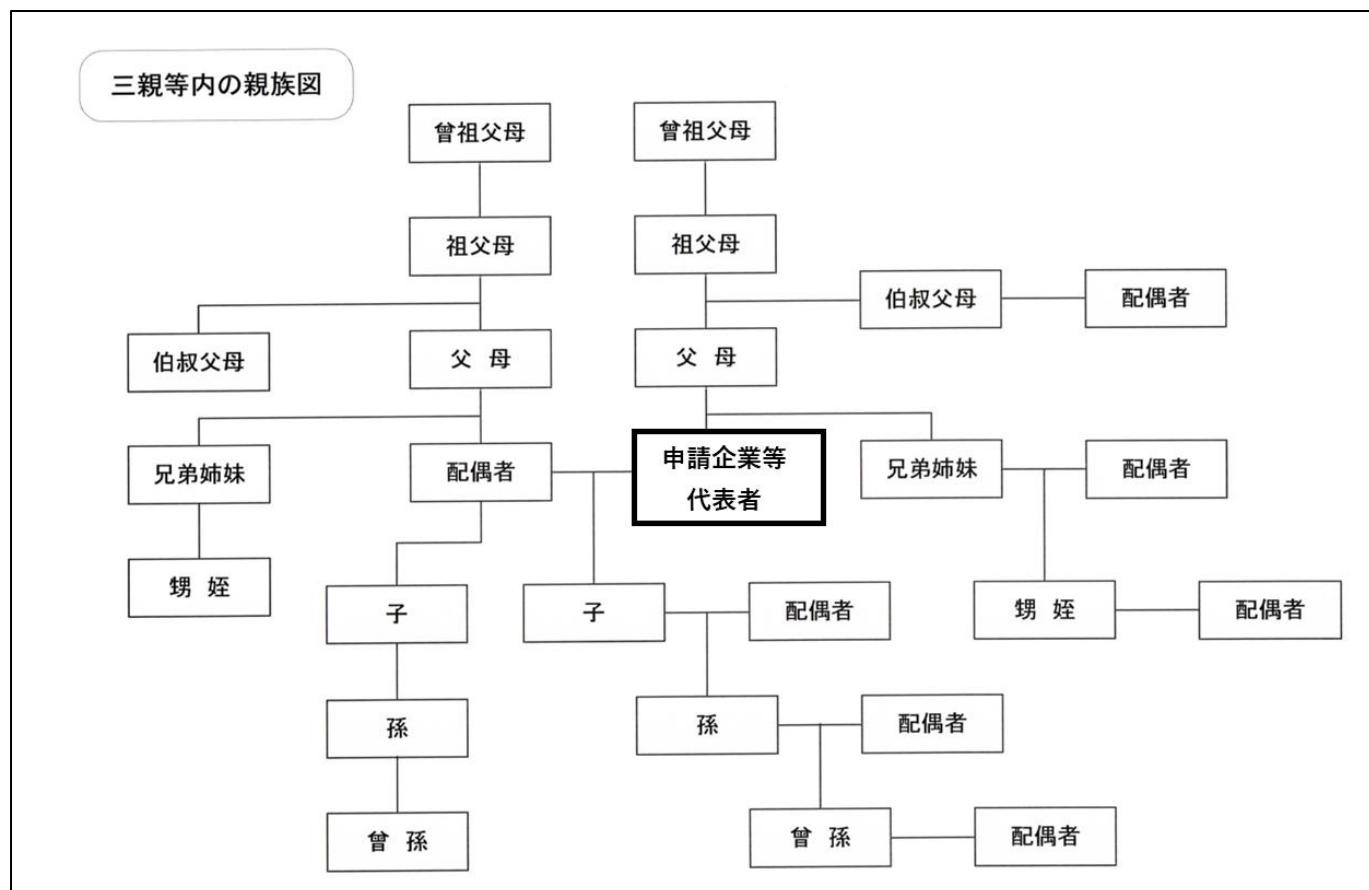
申請日時点で初回の納付期限が未到来の場合、下記の書類を提出してください。

	提出書類	入手先
法人	法人設立届の写し	申請者保管（都税事務所に届出）
個人事業主	事業開始（廃止）等申告書の写し	申請者保管（都税事務所に届出）

### ③個人事業主から法人成し、法人としての納税証明書の事業年度期間が12か月に満たない場合

法人事業税、法人都民税の納税証明書に加え、個人事業主として納付した事業税および住民税（居住地分、事業所地分の2種）の納税証明書も合わせて提出してください。

## ■別紙2 三親等内の親族



(編集／日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/jukyu/20140731-01.html> より)

### ■別紙3 就労日・非就労日

(様式第1号の「9(ハリ)、10(もっとハリ) 対象従業員の原職復帰後勤務状況」を記載するときに参照してください。)

※表中の休日、休業、休暇等は有給・無給を問いません

就労日（就労したとみなす日）	「①休日」に入るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>■法定休日（労働基準法第35条に定める休日）</li> <li>■所定休日（法定休日を上回って事業所が定める休日）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社が日付を指定する夏季休暇</li> <li>・年末年始・創立記念日など</li> </ul> </li> <li>■シフト勤務等の非出勤日</li> </ul>
	「②休暇・休業」に入るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>■法定休暇（法令で定められた休暇）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・年次有給休暇（労働基準法第39条）</li> <li>・子の看護等休暇（育児・介護休業法）など</li> </ul> </li> <li>■法定休業（法令で定められた休業）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・産前産後休業（労働基準法第65条）</li> <li>・育児休業（育児・介護休業法）※1</li> <li>・介護休業（育児・介護休業法）</li> <li>・母性健康管理の措置のための休業（均等法※2）</li> </ul> </li> </ul> <p>※1 同一の子に係る育児休業については非就労日「③他」とみなします。</p> <p>※2 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）をいいます。</p>
非就労日（就労したとみなさない日）	「③他」に入るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>■欠勤した日</li> <li>■所定休暇（会社が独自に定めたもの）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員が自由に日付を選択できる夏季休暇</li> <li>・慶弔休暇やリフレッシュ休暇など</li> </ul> </li> <li>■所定休業（会社が独自に定めたもの）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・病気休業など</li> <li>・会社の都合による休業（災害その他やむを得ない理由による休業）</li> </ul> </li> </ul>

※表中の休日、休業、休暇等は有給・無給を問いません

## ■別紙4 申請受付期限日一覧

事業実施期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
受付期間	育業・介護休業に引き続き原職に復帰し、3か月が経過する日の翌日から2か月以内（期限日が土日祝日・年末年始の場合は期限日より前の最短営業日）
注意事項	<p>①受付書類は受付期限日に提出先必着です。受付期限日を超過した場合、いかなる理由があっても受付はできません。</p> <p>②本奨励金における職場復帰日は育業終了日の翌日となります。実際の職場出勤日や勤務再開日とは関係ありません。</p> <p>③もっとババコースでは最も復帰が遅い対象者の育業終了日から受付期限日を確認してください。※R7/4/1以降となります</p>

育業・介護休業終了日	職場復帰日	受付開始日 ※原職復帰中に非就労日がない場合	受付期限日	育業・介護休業終了日	職場復帰日	受付開始日 ※原職復帰中に非就労日がない場合	受付期限日
R6/11/1(金)	R6/11/2(土)	R7/4/1(火)	R7/4/1(火)	R7/1/1(水)	R7/1/2(木)	R7/4/2(水)	R7/5/30(金)
R6/11/2(土)	R6/11/3(日)	R7/4/1(火)	R7/4/2(水)	R7/1/2(木)	R7/1/3(金)	R7/4/3(木)	R7/6/2(月)
R6/11/3(日)	R6/11/4(月)	R7/4/1(火)	R7/4/3(木)	R7/1/3(金)	R7/1/4(土)	R7/4/4(金)	R7/6/3(火)
R6/11/4(月)	R6/11/5(火)	R7/4/1(火)	R7/4/4(金)	R7/1/4(土)	R7/1/5(日)	R7/4/5(土)	R7/6/4(水)
R6/11/5(火)	R6/11/6(水)	R7/4/1(火)	R7/4/4(金)	R7/1/5(日)	R7/1/6(月)	R7/4/6(日)	R7/6/5(木)
R6/11/6(水)	R6/11/7(木)	R7/4/1(火)	R7/4/4(金)	R7/1/6(月)	R7/1/7(火)	R7/4/7(月)	R7/6/6(金)
R6/11/7(木)	R6/11/8(金)	R7/4/1(火)	R7/4/7(月)	R7/1/7(火)	R7/1/8(水)	R7/4/8(火)	R7/6/6(金)
R6/11/8(金)	R6/11/9(土)	R7/4/1(火)	R7/4/8(火)	R7/1/8(水)	R7/1/9(木)	R7/4/9(水)	R7/6/6(金)
R6/11/9(土)	R6/11/10(日)	R7/4/1(火)	R7/4/9(水)	R7/1/9(木)	R7/1/10(金)	R7/4/10(木)	R7/6/9(月)
R6/11/10(日)	R6/11/11(月)	R7/4/1(火)	R7/4/10(木)	R7/1/10(金)	R7/1/11(土)	R7/4/11(金)	R7/6/10(火)
R6/11/11(月)	R6/11/12(火)	R7/4/1(火)	R7/4/11(金)	R7/1/11(土)	R7/1/12(日)	R7/4/12(土)	R7/6/11(水)
R6/11/12(火)	R6/11/13(水)	R7/4/1(火)	R7/4/11(金)	R7/1/12(日)	R7/1/13(月)	R7/4/13(日)	R7/6/12(木)
R6/11/13(水)	R6/11/14(木)	R7/4/1(火)	R7/4/11(金)	R7/1/13(月)	R7/1/14(火)	R7/4/14(月)	R7/6/13(金)
R6/11/14(木)	R6/11/15(金)	R7/4/1(火)	R7/4/14(月)	R7/1/14(火)	R7/1/15(水)	R7/4/15(火)	R7/6/13(金)
R6/11/15(金)	R6/11/16(土)	R7/4/1(火)	R7/4/15(火)	R7/1/15(水)	R7/1/16(木)	R7/4/16(水)	R7/6/13(金)
R6/11/16(土)	R6/11/17(日)	R7/4/1(火)	R7/4/16(水)	R7/1/16(木)	R7/1/17(金)	R7/4/17(木)	R7/6/16(月)
R6/11/17(日)	R6/11/18(月)	R7/4/1(火)	R7/4/17(木)	R7/1/17(金)	R7/1/18(土)	R7/4/18(金)	R7/6/17(火)
R6/11/18(月)	R6/11/19(火)	R7/4/1(火)	R7/4/18(金)	R7/1/18(土)	R7/1/19(日)	R7/4/19(土)	R7/6/18(水)
R6/11/19(火)	R6/11/20(水)	R7/4/1(火)	R7/4/18(金)	R7/1/19(日)	R7/1/20(月)	R7/4/20(日)	R7/6/19(木)
R6/11/20(水)	R6/11/21(木)	R7/4/1(火)	R7/4/18(金)	R7/1/20(月)	R7/1/21(火)	R7/4/21(月)	R7/6/20(金)
R6/11/21(木)	R6/11/22(金)	R7/4/1(火)	R7/4/21(月)	R7/1/21(火)	R7/1/22(水)	R7/4/22(火)	R7/6/20(金)
R6/11/22(金)	R6/11/23(土)	R7/4/1(火)	R7/4/22(火)	R7/1/22(火)	R7/1/23(木)	R7/4/23(水)	R7/6/20(金)
R6/11/23(土)	R6/11/24(日)	R7/4/1(火)	R7/4/23(水)	R7/1/23(木)	R7/1/24(金)	R7/4/24(木)	R7/6/23(月)
R6/11/24(日)	R6/11/25(月)	R7/4/1(火)	R7/4/24(木)	R7/1/24(金)	R7/1/25(土)	R7/4/25(金)	R7/6/24(火)
R6/11/25(月)	R6/11/26(火)	R7/4/1(火)	R7/4/25(金)	R7/1/25(土)	R7/1/26(日)	R7/4/26(土)	R7/6/25(火)
R6/11/26(火)	R6/11/27(水)	R7/4/1(火)	R7/4/25(金)	R7/1/26(日)	R7/1/27(月)	R7/4/27(日)	R7/6/26(木)
R6/11/27(水)	R6/11/28(木)	R7/4/1(火)	R7/4/25(金)	R7/1/27(月)	R7/1/28(火)	R7/4/28(月)	R7/6/27(金)
R6/11/28(木)	R6/11/29(金)	R7/4/1(火)	R7/4/28(月)	R7/1/28(火)	R7/1/29(水)	R7/4/29(火)	R7/6/27(金)
R6/11/29(金)	R6/11/30(土)	R7/4/1(火)	R7/4/28(月)	R7/1/29(水)	R7/1/30(木)	R7/4/30(水)	R7/6/27(金)
R6/11/30(土)	R6/12/1(日)	R7/4/1(火)	R7/4/30(水)	R7/1/30(木)	R7/1/31(金)	R7/4/30(水)	R7/6/30(月)
R6/12/1(日)	R6/12/2(月)	R7/4/1(火)	R7/5/1(木)	R7/1/31(金)	R7/2/1(土)	R7/5/1(木)	R7/6/30(月)
R6/12/2(月)	R6/12/3(火)	R7/4/1(火)	R7/5/2(金)	R7/2/1(土)	R7/2/2(日)	R7/5/2(金)	R7/7/1(火)
R6/12/3(火)	R6/12/4(水)	R7/4/1(火)	R7/5/2(金)	R7/2/2(日)	R7/2/3(月)	R7/5/3(土)	R7/7/2(水)
R6/12/4(水)	R6/12/5(木)	R7/4/1(火)	R7/5/2(金)	R7/2/3(月)	R7/2/4(火)	R7/5/4(日)	R7/7/3(木)
R6/12/5(木)	R6/12/6(金)	R7/4/1(火)	R7/5/2(金)	R7/2/4(火)	R7/2/5(水)	R7/5/5(月)	R7/7/4(金)
R6/12/6(金)	R6/12/7(土)	R7/4/1(火)	R7/5/2(金)	R7/2/5(水)	R7/2/6(木)	R7/5/6(火)	R7/7/4(金)
R6/12/7(土)	R6/12/8(日)	R7/4/1(火)	R7/5/7(木)	R7/2/6(木)	R7/2/7(金)	R7/5/7(水)	R7/7/4(金)
R6/12/8(日)	R6/12/9(月)	R7/4/1(火)	R7/5/8(木)	R7/2/7(金)	R7/2/8(土)	R7/5/8(木)	R7/7/7(月)
R6/12/9(月)	R6/12/10(火)	R7/4/1(火)	R7/5/9(金)	R7/2/8(土)	R7/2/9(日)	R7/5/9(金)	R7/7/8(火)
R6/12/10(火)	R6/12/11(水)	R7/4/1(火)	R7/5/9(金)	R7/2/9(日)	R7/2/10(月)	R7/5/10(土)	R7/7/9(水)
R6/12/11(水)	R6/12/12(木)	R7/4/1(火)	R7/5/9(金)	R7/2/10(月)	R7/2/11(火)	R7/5/11(日)	R7/7/10(木)
R6/12/12(木)	R6/12/13(金)	R7/4/1(火)	R7/5/12(月)	R7/2/11(火)	R7/2/12(水)	R7/5/12(月)	R7/7/11(金)
R6/12/13(金)	R6/12/14(土)	R7/4/1(火)	R7/5/13(火)	R7/2/12(火)	R7/2/13(木)	R7/5/13(火)	R7/7/11(金)
R6/12/14(土)	R6/12/15(日)	R7/4/1(火)	R7/5/14(火)	R7/2/13(木)	R7/2/14(金)	R7/5/14(水)	R7/7/11(金)
R6/12/15(日)	R6/12/16(月)	R7/4/1(火)	R7/5/15(木)	R7/2/14(金)	R7/2/15(土)	R7/5/15(木)	R7/7/14(月)
R6/12/16(月)	R6/12/17(火)	R7/4/1(火)	R7/5/16(金)	R7/2/15(土)	R7/2/16(日)	R7/5/16(金)	R7/7/15(火)
R6/12/17(火)	R6/12/18(水)	R7/4/1(火)	R7/5/16(金)	R7/2/16(日)	R7/2/17(月)	R7/5/17(土)	R7/7/16(水)
R6/12/18(水)	R6/12/19(木)	R7/4/1(火)	R7/5/16(金)	R7/2/17(月)	R7/2/18(火)	R7/5/18(日)	R7/7/17(木)
R6/12/19(木)	R6/12/20(金)	R7/4/1(火)	R7/5/19(月)	R7/2/18(火)	R7/2/19(水)	R7/5/19(月)	R7/7/18(金)
R6/12/20(金)	R6/12/21(土)	R7/4/1(火)	R7/5/20(火)	R7/2/19(水)	R7/2/20(木)	R7/5/20(火)	R7/7/18(金)
R6/12/21(土)	R6/12/22(日)	R7/4/1(火)	R7/5/21(水)	R7/2/20(木)	R7/2/21(金)	R7/5/21(水)	R7/7/18(金)
R6/12/22(日)	R6/12/23(月)	R7/4/1(火)	R7/5/22(木)	R7/2/21(金)	R7/2/22(土)	R7/5/22(木)	R7/7/18(金)
R6/12/23(月)	R6/12/24(火)	R7/4/1(火)	R7/5/23(金)	R7/2/22(土)	R7/2/23(日)	R7/5/23(金)	R7/7/22(火)
R6/12/24(火)	R6/12/25(水)	R7/4/1(火)	R7/5/23(金)	R7/2/23(日)	R7/2/24(月)	R7/5/24(火)	R7/7/23(水)
R6/12/25(水)	R6/12/26(木)	R7/4/1(火)	R7/5/23(金)	R7/2/24(月)	R7/2/25(火)	R7/5/25(日)	R7/7/24(木)
R6/12/26(木)	R6/12/27(金)	R7/4/1(火)	R7/5/26(月)	R7/2/25(火)	R7/2/26(水)	R7/5/27(火)	R7/7/25(金)
R6/12/27(金)	R6/12/28(土)	R7/4/1(火)	R7/5/27(火)	R7/2/26(水)	R7/2/27(木)	R7/5/27(火)	R7/7/25(金)
R6/12/28(土)	R6/12/29(日)	R7/4/1(火)	R7/5/28(水)	R7/2/27(木)	R7/2/28(金)	R7/5/28(水)	R7/7/25(金)
R6/12/29(日)	R6/12/30(月)	R7/4/1(火)	R7/5/29(木)	R7/2/28(金)	R7/3/1(土)	R7/6/1(日)	R7/7/31(木)
R6/12/30(月)	R6/12/31(火)	R7/4/1(火)	R7/5/30(金)	R7/3/1(土)	R7/4/1(火)	R7/5/30(金)	R7/7/31(火)



育業・介護休業終了日	職場復帰日	受付開始日 ※原職復帰中に非就労日がない場合	受付期限日
R7/11/1(土)	R7/11/2(日)	R8/2/2(月)	R8/3/31(火)
R7/11/2(日)	R7/11/3(月)	R8/2/3(火)	R8/3/31(火)
R7/11/3(月)	R7/11/4(火)	R8/2/4(水)	R8/3/31(火)
R7/11/4(火)	R7/11/5(水)	R8/2/5(木)	R8/3/31(火)
R7/11/5(水)	R7/11/6(木)	R8/2/6(金)	R8/3/31(火)
R7/11/6(木)	R7/11/7(金)	R8/2/7(土)	R8/3/31(火)
R7/11/7(金)	R7/11/8(土)	R8/2/8(日)	R8/3/31(火)
R7/11/8(土)	R7/11/9(日)	R8/2/9(月)	R8/3/31(火)
R7/11/9(日)	R7/11/10(月)	R8/2/10(火)	R8/3/31(火)
R7/11/10(月)	R7/11/11(火)	R8/2/11(水)	R8/3/31(火)
R7/11/11(火)	R7/11/12(水)	R8/2/12(木)	R8/3/31(火)
R7/11/12(水)	R7/11/13(木)	R8/2/13(金)	R8/3/31(火)
R7/11/13(木)	R7/11/14(金)	R8/2/14(土)	R8/3/31(火)
R7/11/14(金)	R7/11/15(土)	R8/2/15(日)	R8/3/31(火)
R7/11/15(土)	R7/11/16(日)	R8/2/16(月)	R8/3/31(火)
R7/11/16(日)	R7/11/17(月)	R8/2/17(火)	R8/3/31(火)
R7/11/17(月)	R7/11/18(火)	R8/2/18(水)	R8/3/31(火)
R7/11/18(火)	R7/11/19(水)	R8/2/19(木)	R8/3/31(火)
R7/11/19(水)	R7/11/20(木)	R8/2/20(金)	R8/3/31(火)
R7/11/20(木)	R7/11/21(金)	R8/2/21(土)	R8/3/31(火)
R7/11/21(金)	R7/11/22(土)	R8/2/22(日)	R8/3/31(火)
R7/11/22(土)	R7/11/23(日)	R8/2/23(月)	R8/3/31(火)
R7/11/23(日)	R7/11/24(月)	R8/2/24(火)	R8/3/31(火)
R7/11/24(月)	R7/11/25(火)	R8/2/25(水)	R8/3/31(火)
R7/11/25(火)	R7/11/26(水)	R8/2/26(木)	R8/3/31(火)
R7/11/26(水)	R7/11/27(木)	R8/2/27(金)	R8/3/31(火)
R7/11/27(木)	R7/11/28(金)	R8/2/28(土)	R8/3/31(火)
R7/11/28(金)	R7/11/29(土)	R8/2/28(土)	R8/3/31(火)
R7/11/29(土)	R7/11/30(日)	R8/2/28(土)	R8/3/31(火)
R7/11/30(日)	R7/12/1(月)	R8/3/1(日)	R8/3/31(火)
R7/12/1(月)	R7/12/2(火)	R8/3/2(月)	R8/3/31(火)
R7/12/2(火)	R7/12/3(水)	R8/3/3(火)	R8/3/31(火)
R7/12/3(水)	R7/12/4(木)	R8/3/4(水)	R8/3/31(火)
R7/12/4(木)	R7/12/5(金)	R8/3/5(木)	R8/3/31(火)
R7/12/5(金)	R7/12/6(土)	R8/3/6(金)	R8/3/31(火)
R7/12/6(土)	R7/12/7(日)	R8/3/7(土)	R8/3/31(火)
R7/12/7(日)	R7/12/8(月)	R8/3/8(日)	R8/3/31(火)
R7/12/8(月)	R7/12/9(火)	R8/3/9(月)	R8/3/31(火)
R7/12/9(火)	R7/12/10(水)	R8/3/10(火)	R8/3/31(火)
R7/12/10(水)	R7/12/11(木)	R8/3/11(水)	R8/3/31(火)
R7/12/11(木)	R7/12/12(金)	R8/3/12(木)	R8/3/31(火)
R7/12/12(金)	R7/12/13(土)	R8/3/13(金)	R8/3/31(火)
R7/12/13(土)	R7/12/14(日)	R8/3/14(土)	R8/3/31(火)
R7/12/14(日)	R7/12/15(月)	R8/3/15(日)	R8/3/31(火)
R7/12/15(月)	R7/12/16(火)	R8/3/16(月)	R8/3/31(火)
R7/12/16(火)	R7/12/17(水)	R8/3/17(火)	R8/3/31(火)
R7/12/17(水)	R7/12/18(木)	R8/3/18(水)	R8/3/31(火)
R7/12/18(木)	R7/12/19(金)	R8/3/19(木)	R8/3/31(火)
R7/12/19(金)	R7/12/20(土)	R8/3/20(金)	R8/3/31(火)
R7/12/20(土)	R7/12/21(日)	R8/3/21(土)	R8/3/31(火)
R7/12/21(日)	R7/12/22(月)	R8/3/22(日)	R8/3/31(火)
R7/12/22(月)	R7/12/23(火)	R8/3/23(月)	R8/3/31(火)
R7/12/23(火)	R7/12/24(水)	R8/3/24(火)	R8/3/31(火)
R7/12/24(水)	R7/12/25(木)	R8/3/25(水)	R8/3/31(火)
R7/12/25(木)	R7/12/26(金)	R8/3/26(木)	R8/3/31(火)
R7/12/26(金)	R7/12/27(土)	R8/3/27(金)	R8/3/31(火)
R7/12/27(土)	R7/12/28(日)	R8/3/28(土)	R8/3/31(火)
R7/12/28(日)	R7/12/29(月)	R8/3/29(日)	R8/3/31(火)
R7/12/29(月)	R7/12/30(火)	R8/3/30(月)	R8/3/31(火)
R7/12/30(火)	R7/12/31(水)	R8/3/31(火)	R8/3/31(火)

育業終了日が令和7年12月31日（水）  
以降は申請不可

## ■別紙5 加算となる取組規定例

### ○表彰制度規定例（加算となる取組③）

就業規則における、表彰制度等の条文においては、以下のように表彰の目的、表彰の要件、表彰の選考基準、表彰時期などが記載されていることが想定されます。

本奨励金の加算となる取組においては、表彰の対象者が“育児休業をした従業員に対する業務代替を行った同僚”である旨が、明確に記載されていることが必要です。

#### 【例】就業規則（抜粋）

表彰制度規定例	<p>第〇章 表彰・制裁等</p> <p>第〇条 会社は、労働者が<u>次のいずれかに該当するとき</u>は、表彰することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務上有益な発明、考案を行い、会社の業績に貢献したとき。</li> <li>⋮</li> <li><b>⑤育児休業をする従業員に対し、その者の業務を代替し、復帰後のフォロー等を行ったとき。</b></li> </ul> <p>(表彰の目的)</p> <p>第〇条 表彰は、従業員のモチベーションを向上させ、生産性を高めるために、功績や貢献をたたえることを目的とする。</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第〇条 表彰方法と次の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 賞状・賞品授与</li> <li>(2) 賞金授与</li> </ul> <p>2 表彰者は社内に掲示・回覧し、社内報に掲載する。</p> <p>(表彰の決定)</p> <p>第〇条 表彰の対象者は、各部署の管理職が推薦した従業員について表彰審査会で審査のうえ、代表取締役が決定する。</p> <p>(表彰審査委員会)</p> <p>第〇条 表彰審査委員会は、各部署1名ずつの表彰審査委員で構成する。</p> <p>(表彰の時期)</p> <p>第〇条 表彰は年に1度行う。</p>
---------	---

## 注意

財団が実施する介護休業取得応援奨励金には、ママコースNEXT・パパコースNEXTと同様に、表彰制度を就業規則に規定することを対象にした加算となる取組があります。

そのため、介護休業取得応援奨励金の加算となる取組を併給しようとする場合は、表彰の対象者が「育業をした従業員の代替者」、「介護休業をした従業員の代替者」と別々に規定されていることが必要です。また、それぞれ規定した際に労働基準監督署に届出ていることが必要です。

**(同日の届出は不可)**

## ○応援手当規定例（加算となる取組④）

就業規則（または賃金規定）において、次のアからウまでに該当する「育児休業中の従業員の業務代替に係る応援手当」の内容が明確に記載されていることが必要です。なお、名称は“応援手当”に限るものではありません。

- ア. “育児休業中の従業員の業務代替に係る応援手当に該当する”名称
- イ. 支給対象となる同僚の範囲
- ウ. 算定方法

【例】就業規則（賃金規定）抜粋

応 援 手 当 規 定 例	<p>（育業サポート手当）…ア</p> <p>第〇条 育児休業中の従業員の業務を代替する者または育児・介護休業規程第●条に定める育児短時間勤務制度を利用する者の業務の全部又は一部を代替する者に対して、育業サポート手当を支給する。</p> <p>（支給対象）…イ</p> <p>2 育児休業中の従業員と同じ所属である者に支給する。</p> <p>（算定方法）…ウ</p> <p>3 （育業サポート手当は、代替した業務内容に応じて金額を決定し、ひと月ごとに支給する。）            （育業サポート手当は、代替した業務内容に応じて1か月当たり〇万円を限度に支給する。）等</p>
---------------------------------	---

## 注意

財団が実施する介護休業取得応援奨励金には、ママコースNEXT・パパコースNEXTと同様に、応援手当を就業規則に規定することを対象にした加算となる取組があります。

そのため、介護休業取得応援奨励金の加算となる取組を併給しようとする場合は、応援手当支給の対象者が「育業をした従業員の代替者」、「介護休業をした従業員の代替者」と別々に規定されていることが必要です。また、それぞれ規定した際に労働基準監督署に届出ていることが必要です。

（同日の届出は不可）